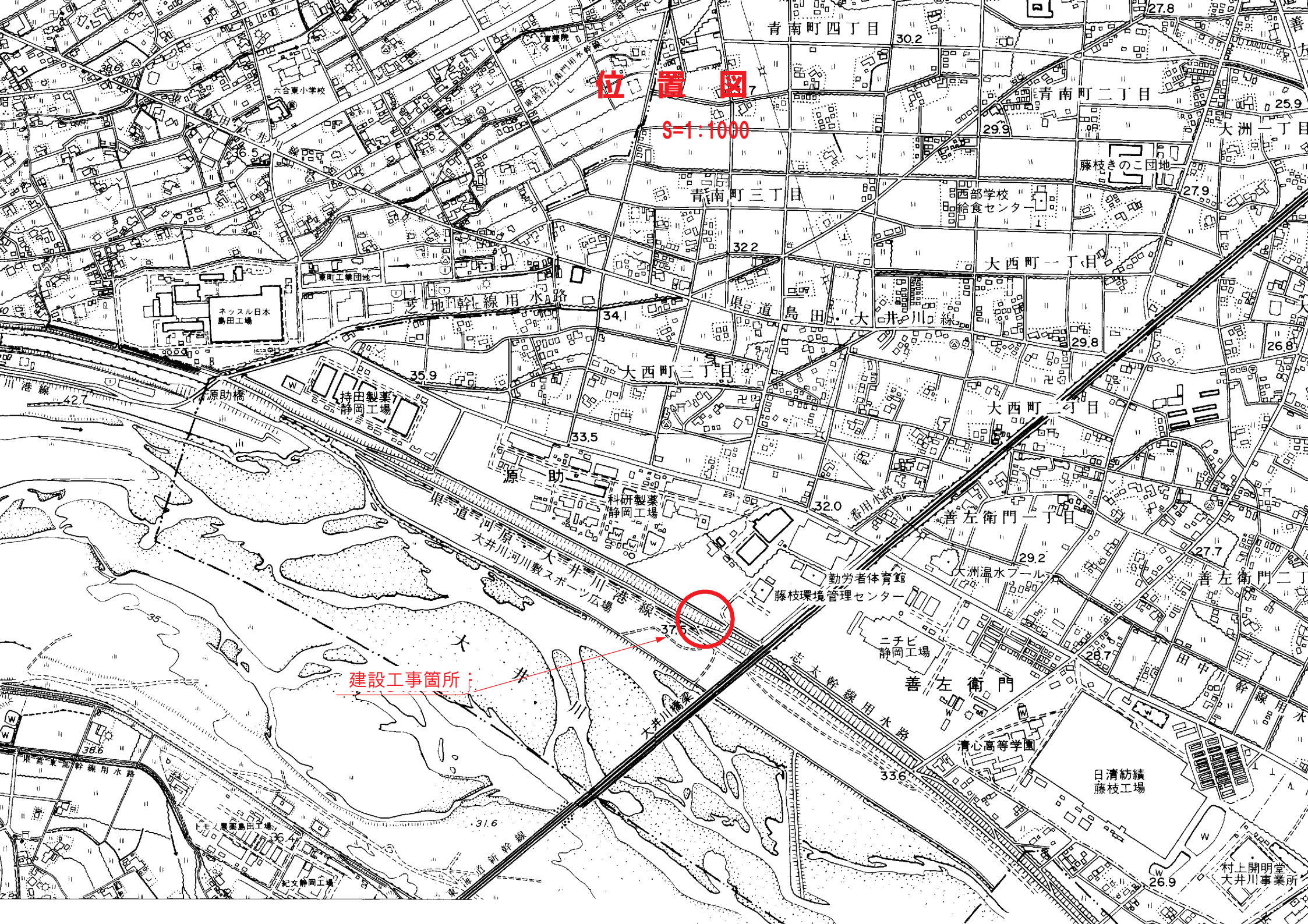


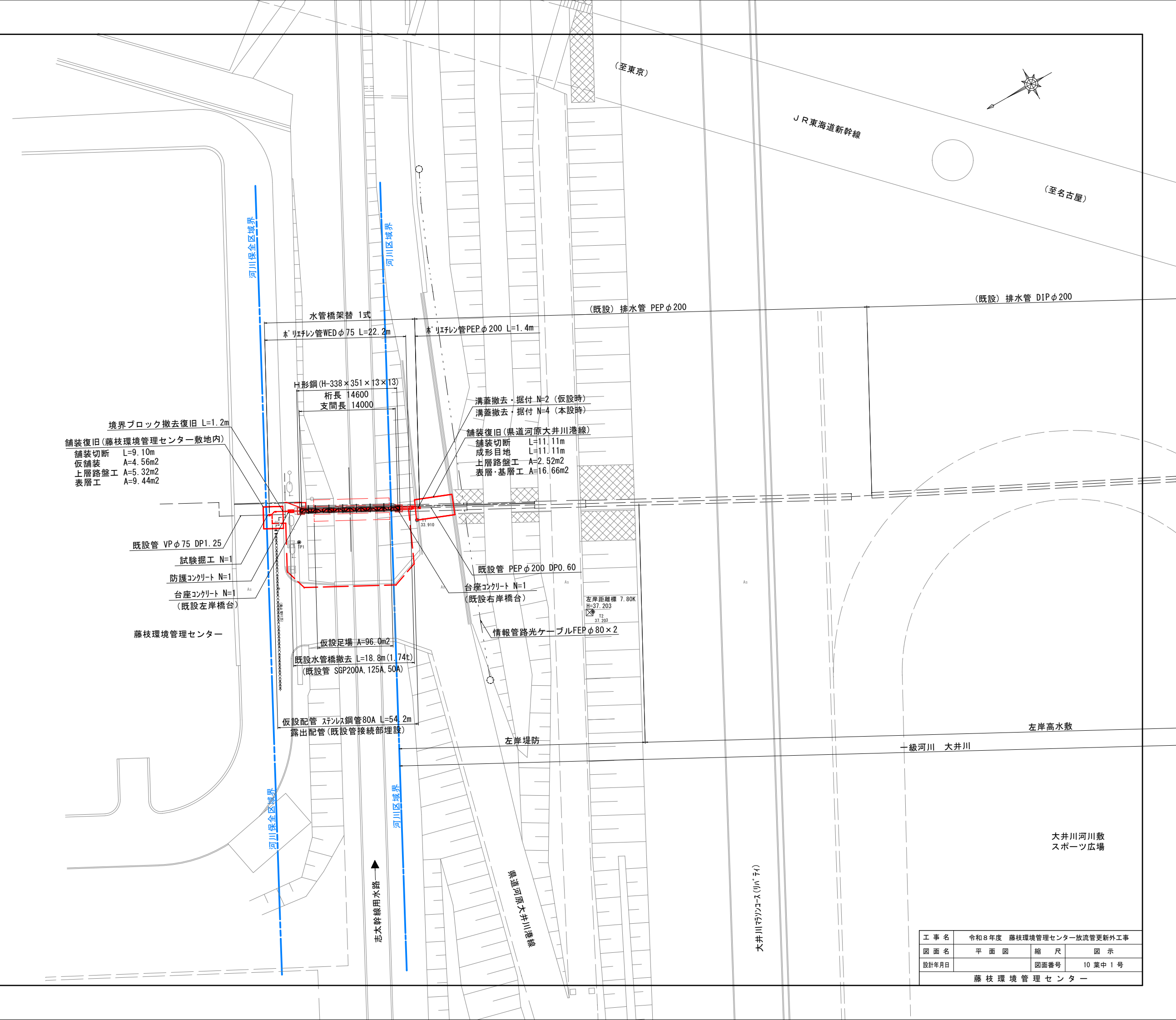
位置図

S=1:1000



平面図

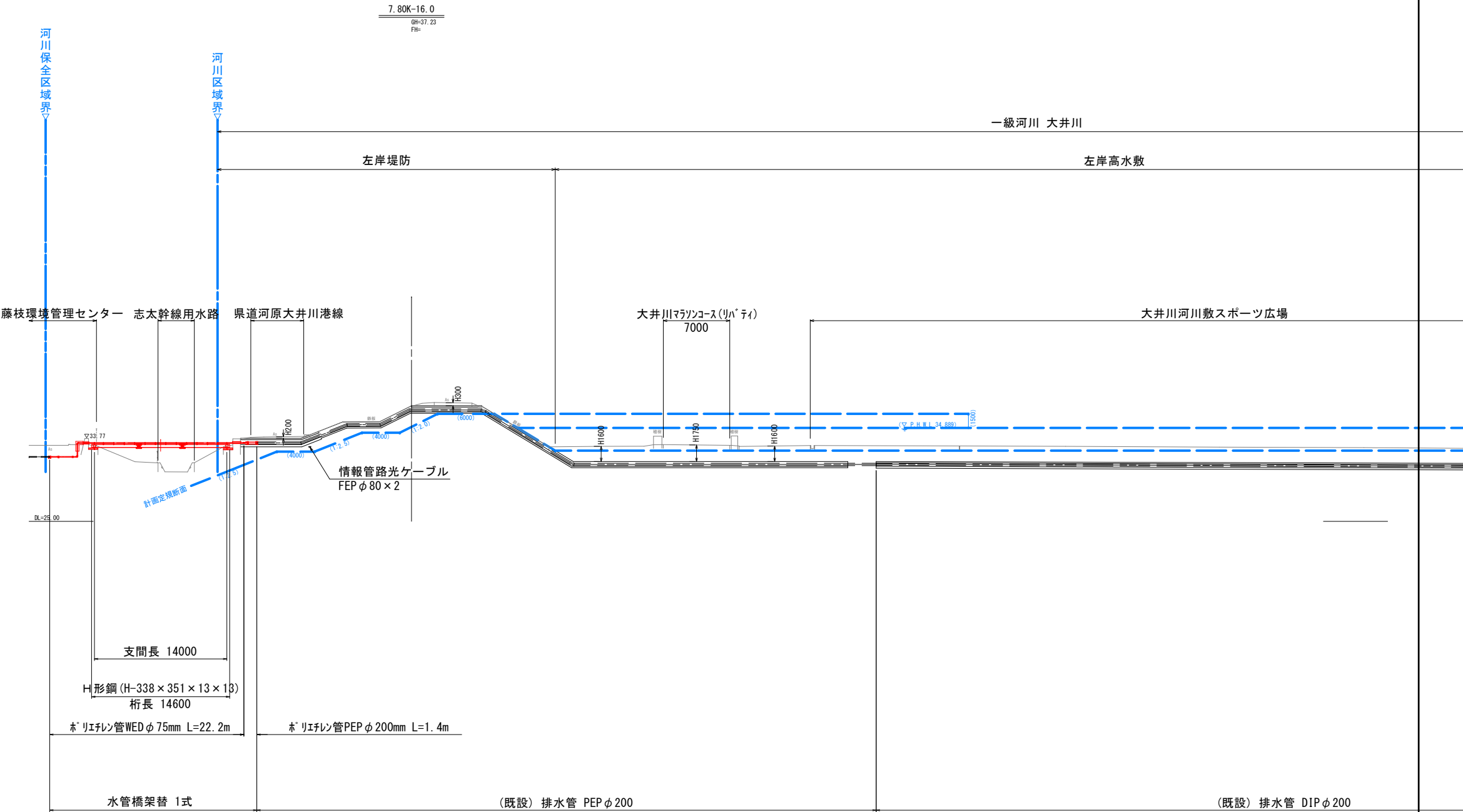
S=1/250 (S=1/500)



工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	平 面 図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉中 1 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

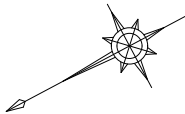
横断面図

S=1/250 (S=1/500)

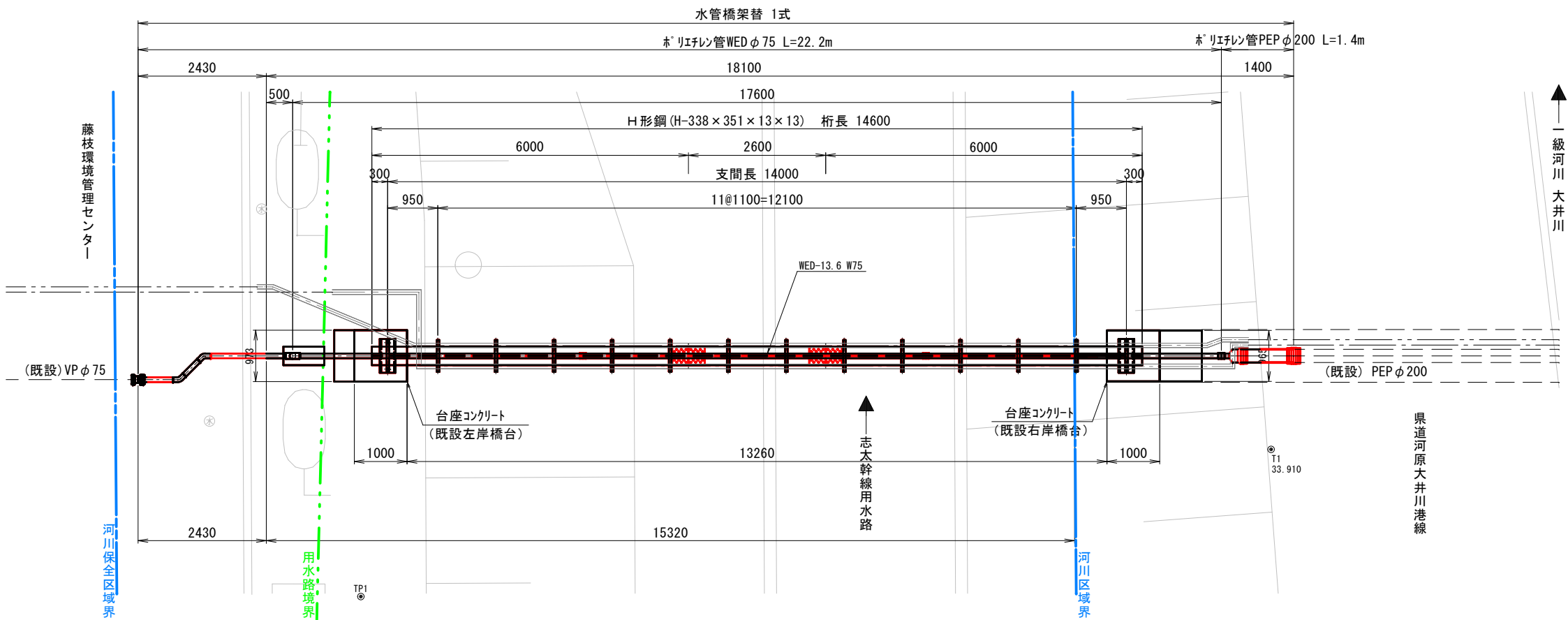


工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	横 断 面 図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉中 2 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

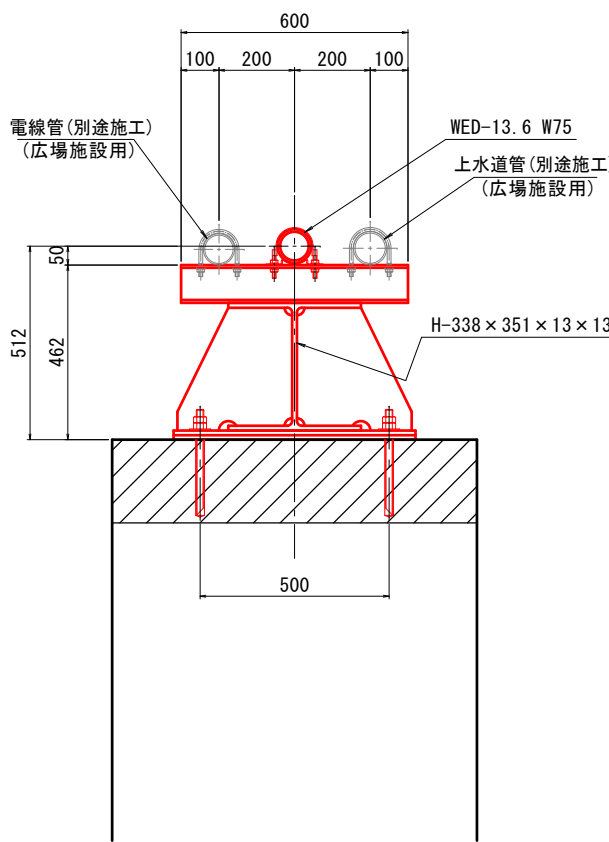
水管橋全体図



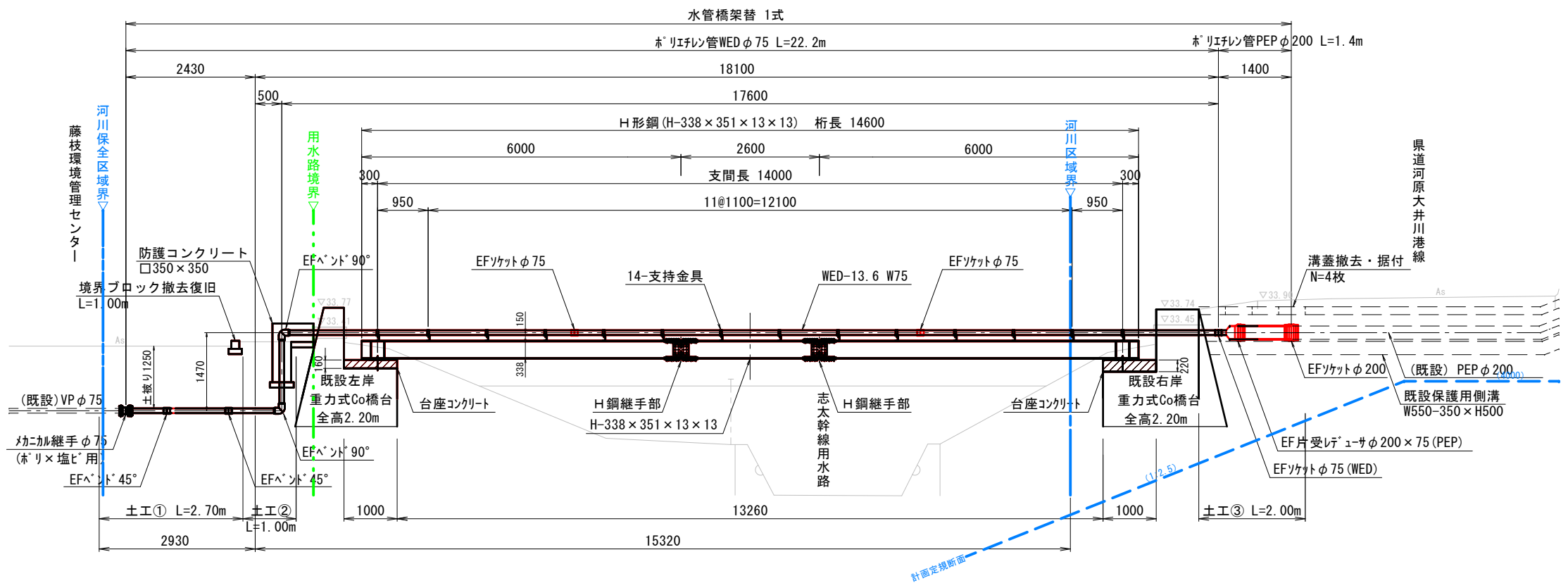
平面図 S=1:50



断面図 S=1:10



側面図 S=1:50



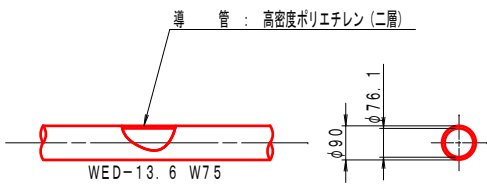
名 称	形状 / 寸法	数 量	単 位	摘 要
管材料				
高密度ポリエチレン管	W75 WED-13.6φ	22.2	m	WED
中間継手	W75 EFソケット	3	個	WED
曲管継手	W75 EF一体型90°	2	個	WED
曲管継手	W75 EF一体型45°	2	個	WED
メカニカル継手	W75	1	個	WED×VP
支持金具	W75用	14	組	
承板	W75用	14	枚	
高密度ポリエチレン管	W200	1.0	m	PEP
中間継手	W200 EFソケット	1	個	PEP
EFレギュサ (片受)	W200×75	1	個	PEP
埋設シート	W150×50m	2.4	m	

※ H形鋼材料は水管橋詳細図参照
管布設工 (埋設部) は配管図参照

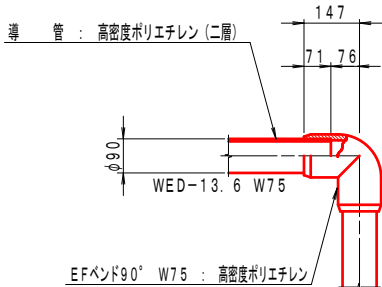
工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	水管橋全体図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉 中 3 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

水管橋詳細図

パイプ構造図 S=1:10



90度エルボ継手 (EFエルボ方式) 詳細図 S=1:10

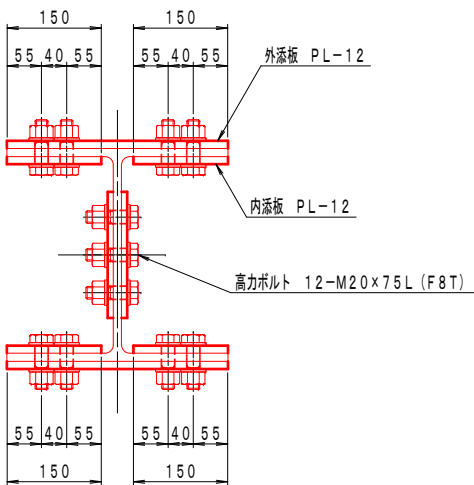
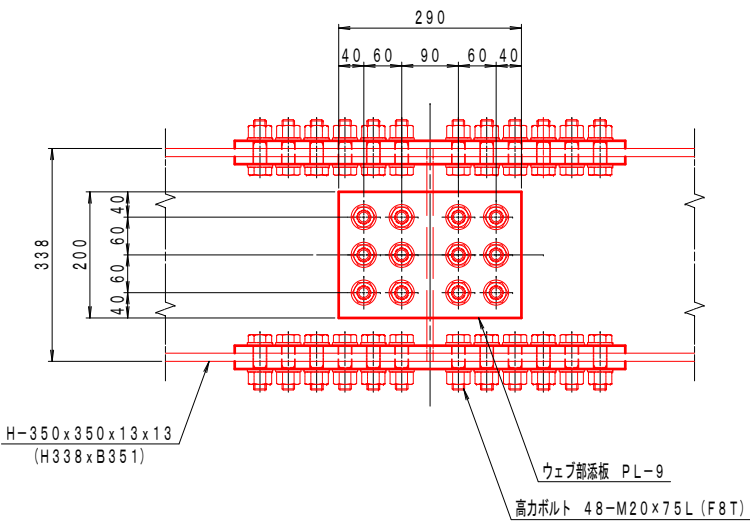
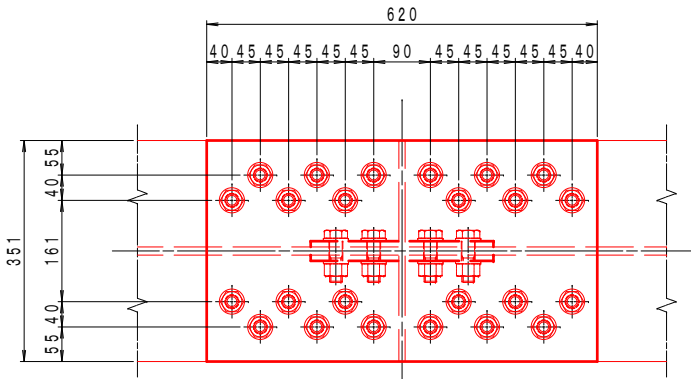


数量 : 2ヶ所

H鋼継手部詳細図 S=1:6

材質 : SS400 (溶融亜鉛メッキ)

数量 : 2ヶ所

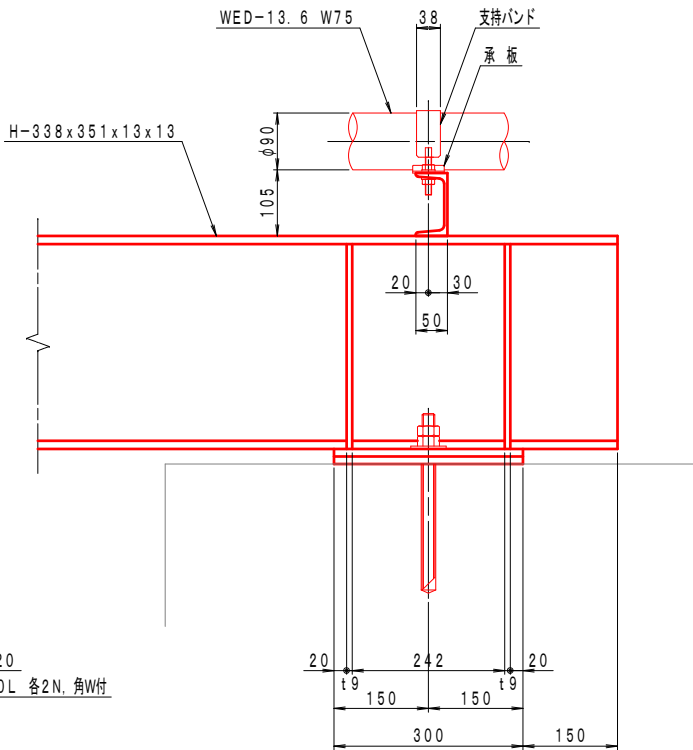
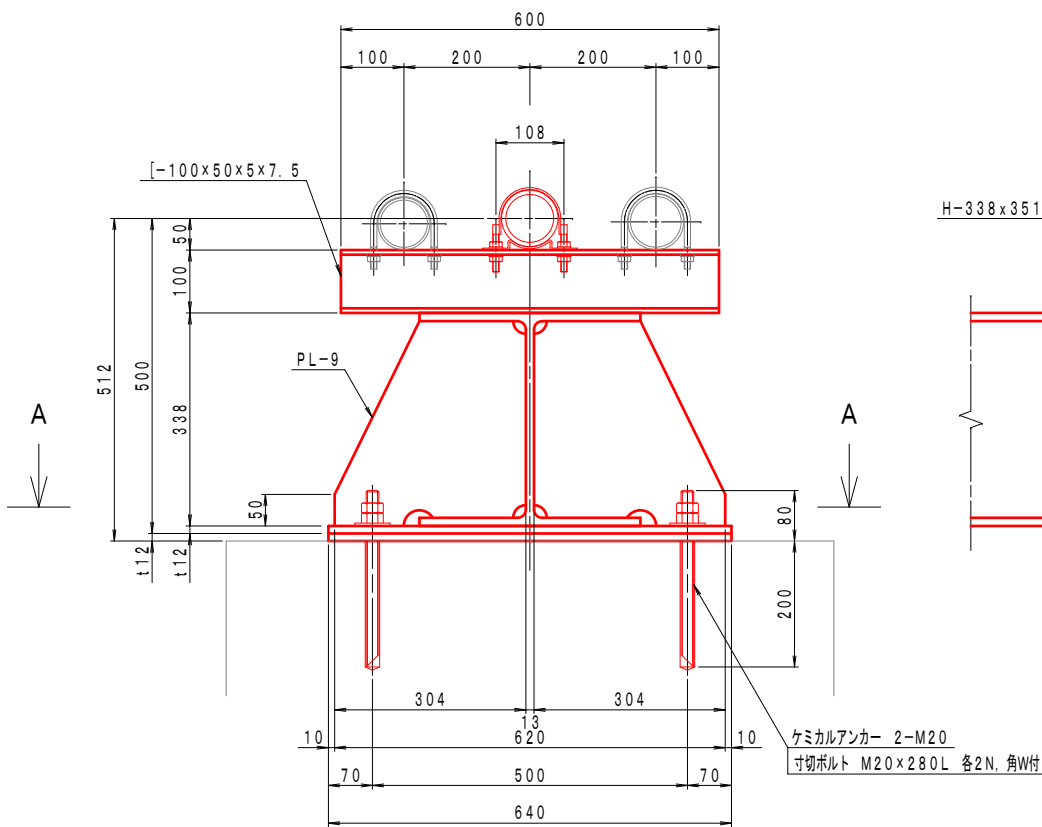


支持金具・支承部詳細図 S=1:6

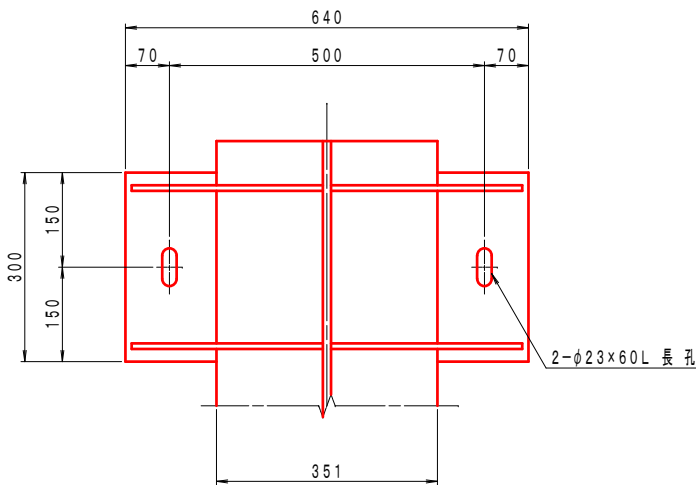
材質 : SS400 (溶融亜鉛メッキ)

支持金具数量 : 14ヶ所

支承部数量 : 2ヶ所



A-A断面図



名称	形状 / 寸法	数量	単位	摘要
H形鋼材料				
H形鋼	SS400 338×351×13×13 1ヶ所	1533	kg	桁長14.6m
溝形鋼	U5×50×100	87	kg	
PL9	SS400	77	kg	
PL12	SS400	194	kg	
HTB	M20×75	96	本	
HTB	M20×70	24	本	
ケミカルアンカー	M20	4	本	
寸切ボルト	M20×280 N・W	4	本	

※ H形鋼 (338×351) の最小納入数量は6m×8本 (5040kg)

工事名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図面名	水管橋詳細図	縮尺	図示
設計年月日		図面番号	10 葉中 4 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

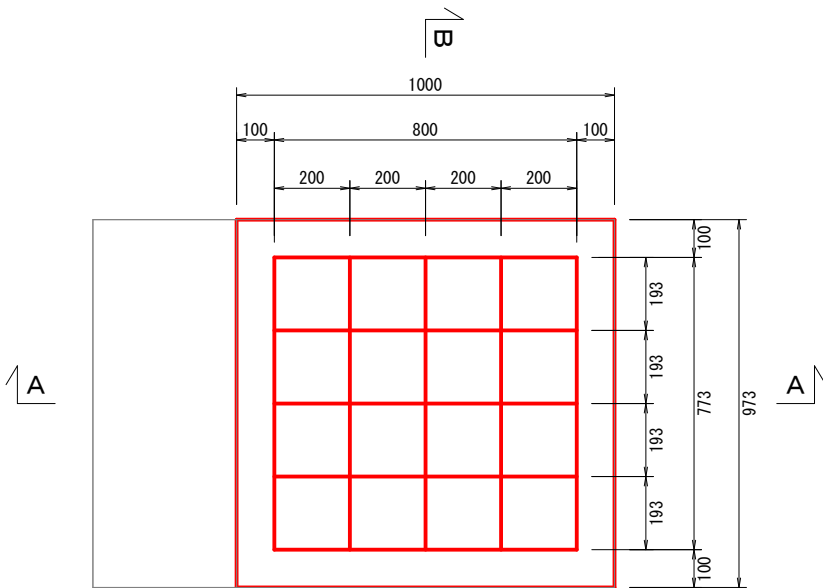
台座コンクリート構造図

S=1/20 (S=1/40)

台座コンクリート左岸

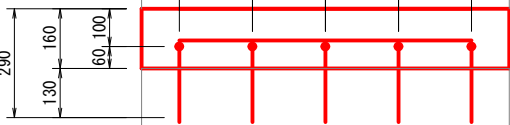
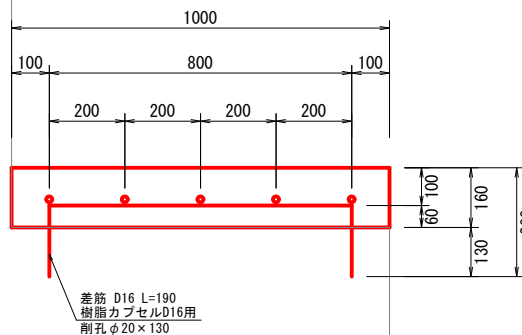
台座コンクリート右岸

平面図



A-A断面

B-B断面



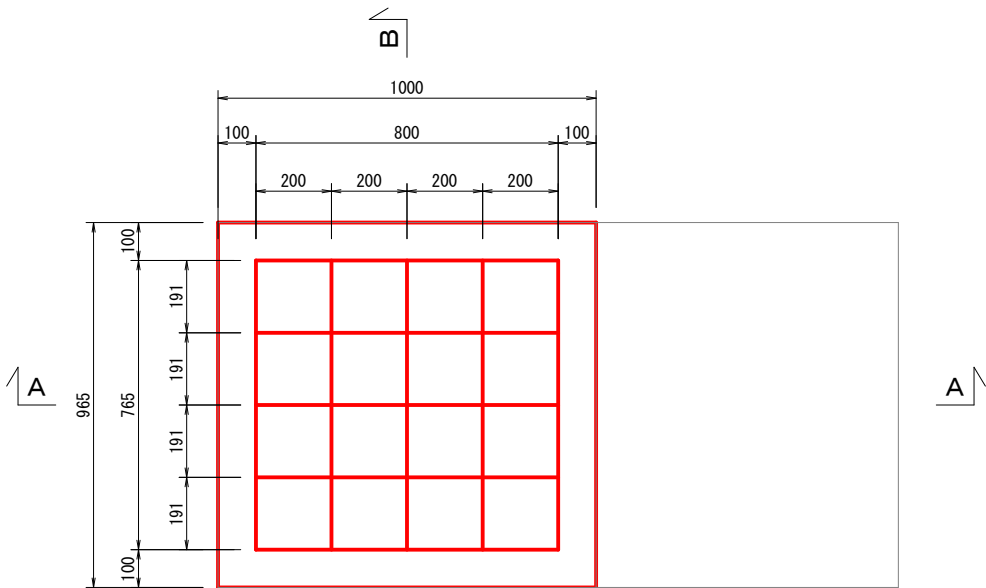
台座コンクリート左岸 鉄筋質量表 1箇所当り

符号	径	長さ	本数	単位質量	1本当り質量	質量	摘要
W1	D16	773	5	1.560	1.206	6.030	—
W2	D16	1176	5	1.560	1.835	9.175	□
W3	D16	190	10	1.560	0.296	2.960	—
合計 D16							18.165kg
樹脂カプセル D16用 n=2×5=10本							
既設橋台削孔 φ20 (D16)、L=130mm/孔 10箇所							

台座コンクリート左岸 数量表 1箇所当り

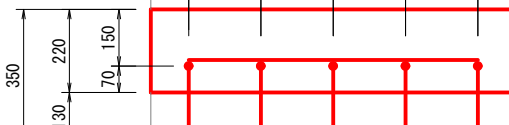
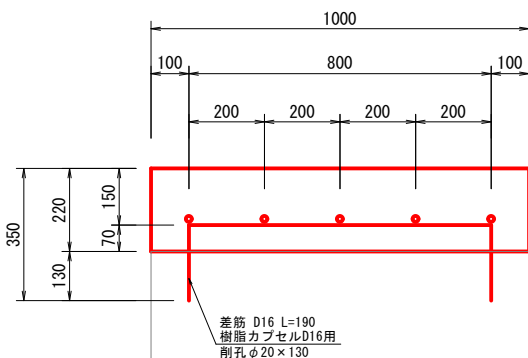
名称	規格	算定式	数量
コンクリート	24-12-25 (20)-88 W/G55%以下	$V=1.00 \times 0.97 \times 0.16=0.16$	0.16 m3
型枠	鉄筋・無筋構造物	$A=(1+1+0.97) \times 0.16=0.0.48$	0.48 m2
鉄筋	SD345 D16	15.21	15.21 kg
差筋	SD345 D16	2.96	2.96 kg
樹脂カプセル	D16用	2×5=10	10 本
削孔	φ20 L130	2×5=10	10 孔

平面図



A-A断面

B-B断面



台座コンクリート右岸 鉄筋質量表 1箇所当り

符号	径	長さ	本数	単位質量	1本当り質量	質量	摘要
W1	D16	765	5	1.560	1.193	5.965	—
W2	D16	1200	5	1.560	1.872	9.360	□
W3	D16	190	10	1.560	0.296	2.960	—
合計 D16							18.285kg
樹脂カプセル D16用 n=2×5=10本							
既設橋台削孔 φ20 (D16)、L=130mm/孔 10箇所							

台座コンクリート右岸 数量表 1箇所当り

名称	規格	算定式	数量
コンクリート	24-12-25 (20)-88 W/G55%以下	$V=1.00 \times 0.97 \times 0.22=0.21$	0.21 m3
型枠	鉄筋・無筋構造物	$A=(1+1+0.97) \times 0.22=0.65$	0.65 m2
鉄筋	SD345 D16	15.33	15.33 kg
差筋	SD345 D16	2.96	2.96 kg
樹脂カプセル	D16用	2×5=10	10 本
削孔	φ20 L130	2×5=10	10 孔

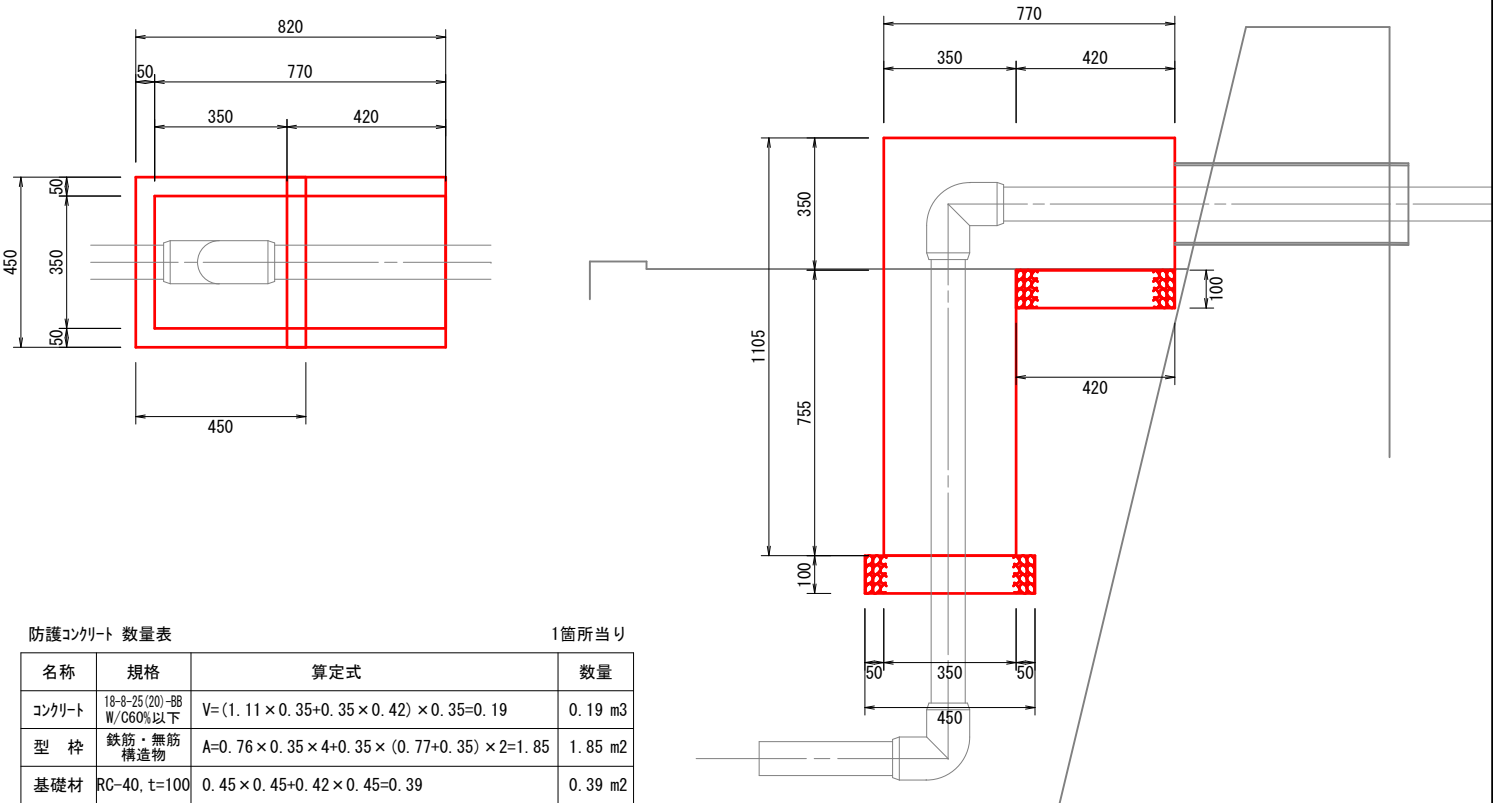
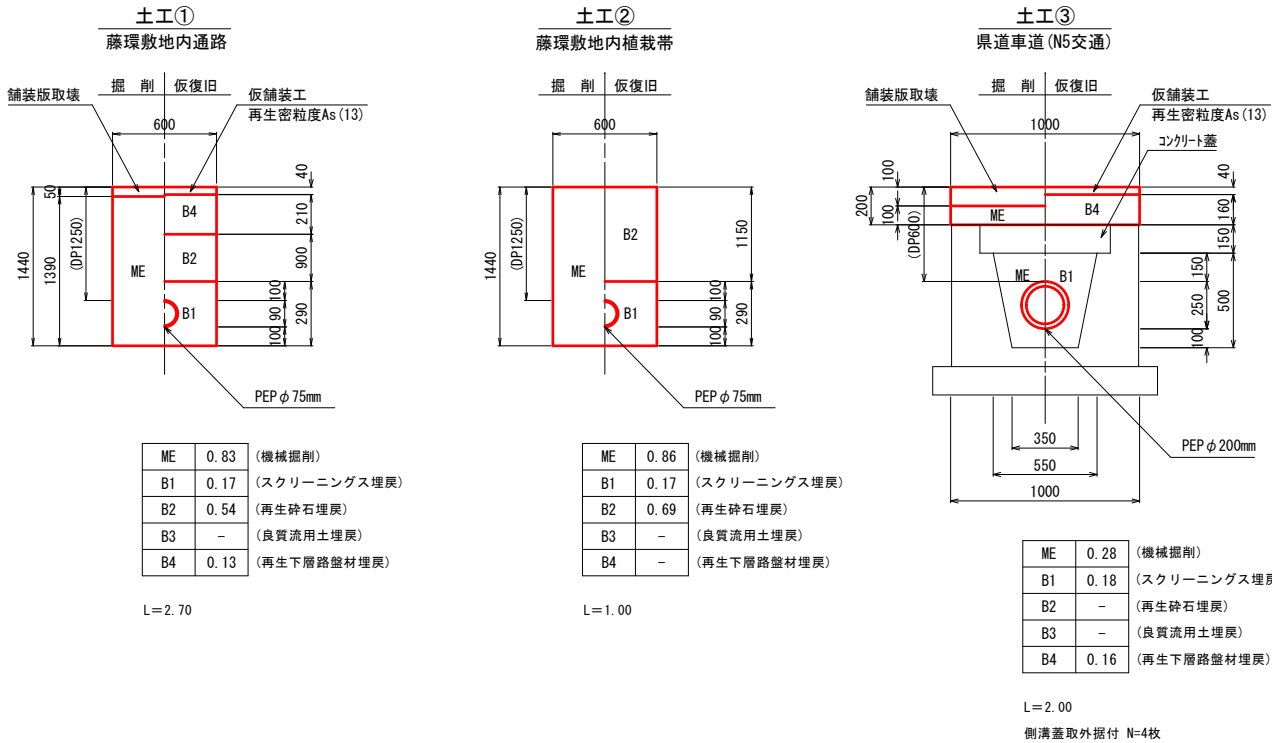
工事名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図面名	台座コンクリート構造図	縮尺	図示
設計年月日		図面番号	10 葉中 5 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

土工定規図

S=1/20 (S=1/40)

防護コンクリート構造図

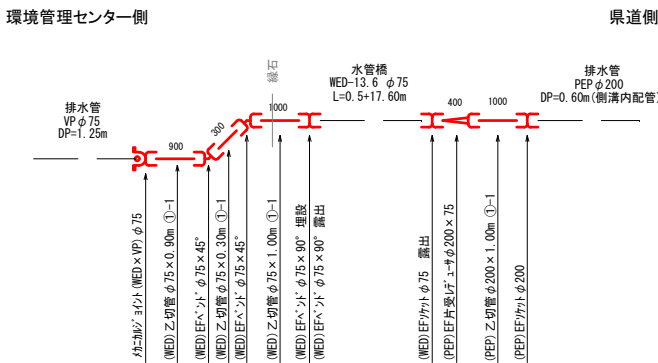
S=1/10 (S=1/20)



防護コンクリート 数量表		1箇所当り	
名称	規格	算定式	数量
コンクリート	18-9-25(20)-88 W/C60%以下	$V=(1.11 \times 0.35 + 0.35 \times 0.42) \times 0.35 = 0.19$	0.19 m3
型 枠	鉄筋・無筋 構造物	$A=0.76 \times 0.35 \times 4 + 0.35 \times (0.77 + 0.35) \times 2 = 1.85$	1.85 m2
基礎材	RC-40, t=100	$0.45 \times 0.45 + 0.42 \times 0.45 = 0.39$	0.39 m2

配管詳細図

埋設部 NO SCALE



記号	名 称	形状 / 寸法	数 量	単位	長 さ	全 長	摘 要
管布設工(露出部+埋設部)							
	E F ブレーン直管	φ 75 × 8.50m	3	本	—	22.20	W E D
	E F ソケット	φ 75	3	個	—	—	W E D
	E F ベンド	φ 75 × 90°	2	個	—	—	W E D
	E F ベンド	φ 75 × 45°	2	個	—	—	W E D
	メカニカル継手(異種管用)	φ 75	1	個	—	—	W E D × V P
					(計)	22.20	
	E F ブレーン直管	φ 200 × 5.00m	1	本	1.00	1.00	P E P
	E F ソケット	φ 200	1	個	—	—	P E P
	E F 片受レデュサ	φ 200 × φ 75	1	個	0.40	0.40	P E P
					(計)	1.40	
	ポリエチレン管据付	φ 75	22.20	m			W E D
	ポリエチレン管継手(融着接合)	φ 75 2口継手	3	箇所			W E D
	ポリエチレン管継手(融着接合)	φ 75 1口継手	8	口			W E D
	ポリエチレン管継手(メカニカル接合)	φ 75	2	口			W E D × V P
	ポリエチレン管切断	φ 75	6	口			
	塩ビ管切断	φ 75	1	口			
	ポリエチレン管据付	φ 200	1.4	m			P E P
	ポリエチレン管継手(融着接合)	φ 200 2口継手	1	箇所			P E P
	ポリエチレン管継手(融着接合)	φ 200 1口継手	1	口			P E P
	ポリエチレン管切断	φ 200	1	口			
	埋設シート	W150 × 50m	2.4	m			

工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	土工定規図・配管詳細図 防護コンクリート構造図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉 中 6 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

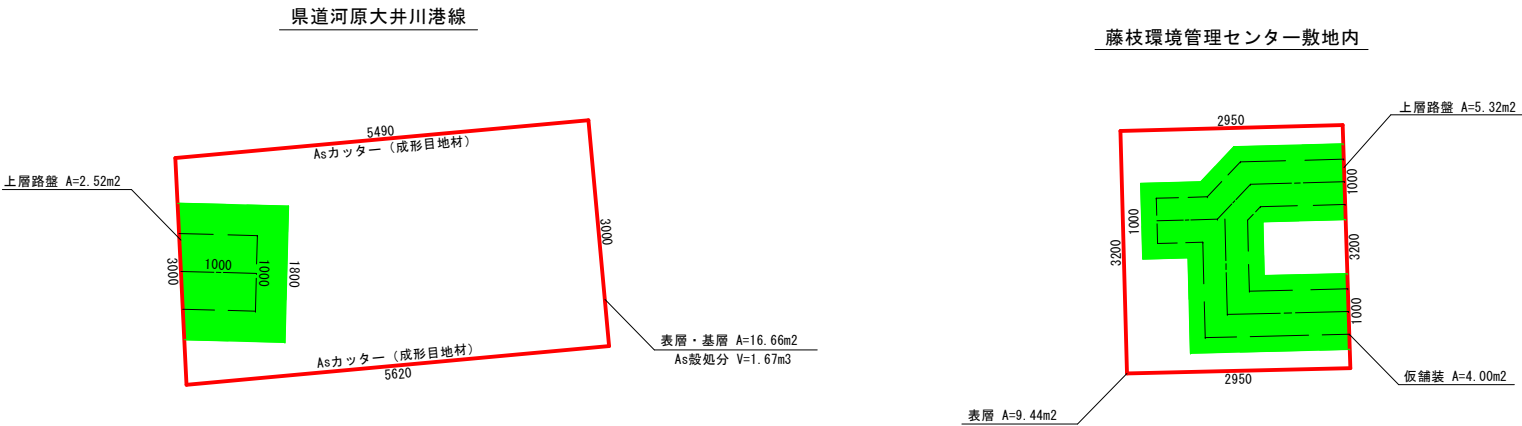
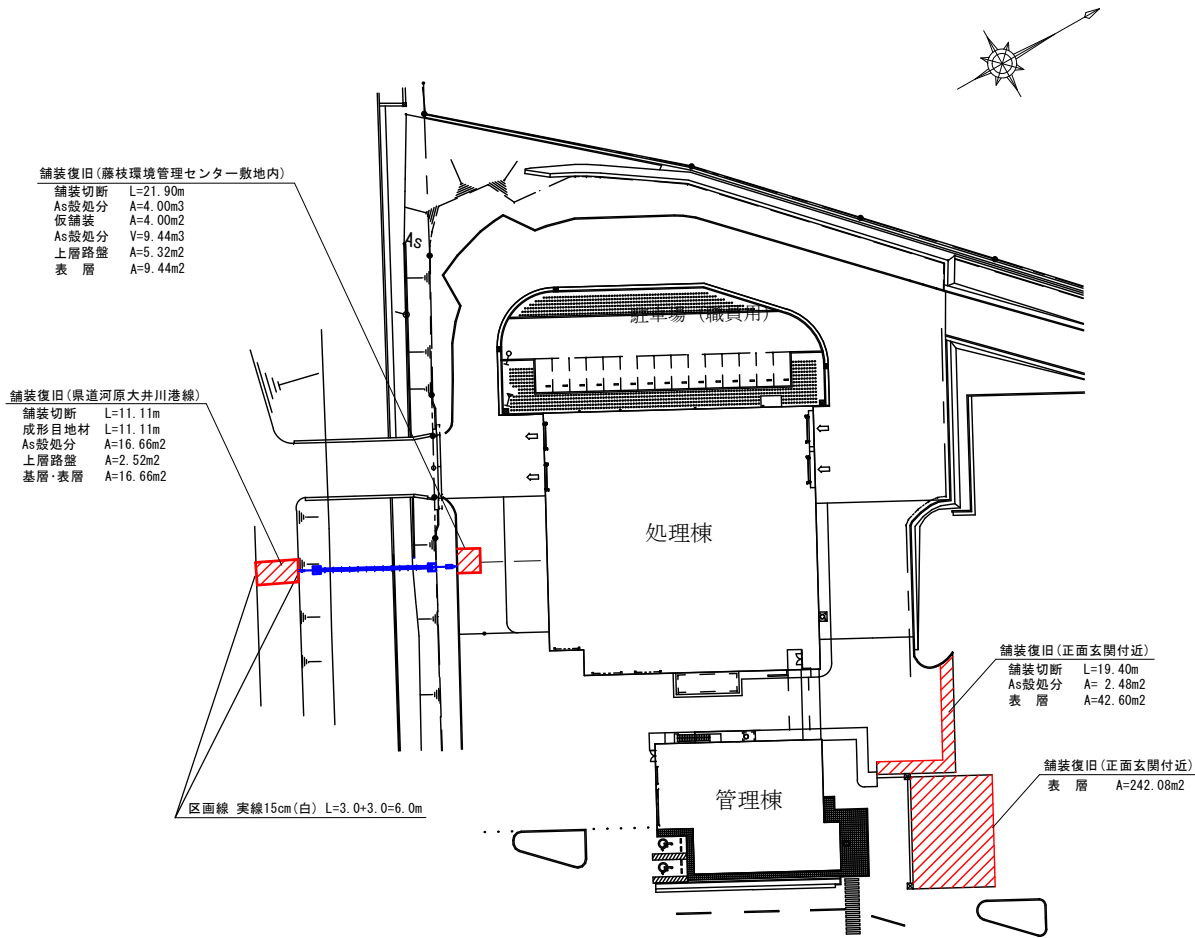
舗装復旧計画図

平面図

S=1/500 (S=1/1000)

平積図

S=1/50 (S=1/100)

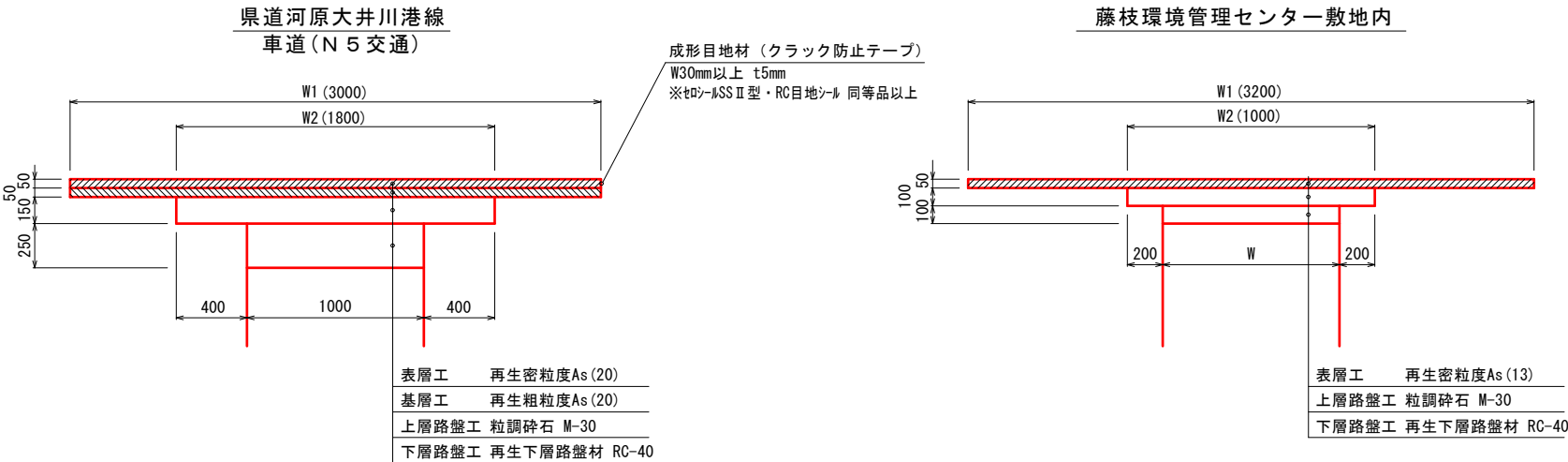


舗装復旧数量表

名 称	規 格	計 算 式	数 量	備 考
As舗装切断	t=15cm以下	$(3.50+1.50+0.80) \times 2=11.60$ (仮舗装) $2.95+3.20+2.95=9.10$ (本舗装)	20.70 m	藤環センター敷地内通路
舗装版取壊処分	t=4cm	$3.50 \times 0.8+1.50 \times 0.8=4.00$ (仮舗装)	4.00 m2	藤環センター敷地内通路
仮舗装	再生密粒度As (13) t=4cm 人力	$3.50 \times 0.8+1.50 \times 0.8=4.00$	4.00 m2	藤環センター敷地内通路
舗装版取壊処分	t=5cm	9.44 (本舗装)	9.44 m2	藤環センター敷地内通路
上層路盤	粒調砕石 M-30 t=10cm 人力	5.32	5.32 m2	藤環センター敷地内通路
表 層	再生密粒度As (13) t=5cm 人力	9.44	9.44 m2	藤環センター敷地内通路
As舗装切断	t=15cm以下	$5.4+14.0=19.4$	19.40 m	藤環センター正面玄関付近
舗装版取壊処分	t=5cm	$0.2 \times 5.4+0.1 \times 14.0=2.48$	2.48 m2	藤環センター正面玄関付近
表 層	再生密粒度As (13) t=5cm 人力	$2.0 \times 7.3+2.0 \times 14.0=42.60$	42.60 m2	藤環センター正面玄関付近
表 層	再生密粒度As (13) t=5cm 機械	$13.6 \times 17.8=242.08$	242.08 m2	藤環センター正面玄関付近
As舗装切断	t=15cm以下	$5.49+5.62=11.11$	11.11 m	県道河原大井川港線
成形目地材	厚5×幅50 低弾性	$5.49+5.62=11.11$	11.11 m	県道河原大井川港線
舗装版取壊処分	t=10cm	16.66	16.66 m2	県道河原大井川港線
不陸整正	補足材 t=2cm	$16.66-2.52$	14.14 m2	県道河原大井川港線
上層路盤	粒調砕石 M-30 t=15cm 人力	2.52	2.52 m2	県道河原大井川港線
基 層	再生粗粒度As (20) t=5cm 機械	16.66	16.66 m2	県道河原大井川港線
表 層	再生密粒度As (20) t=5cm 機械	16.66	16.66 m2	県道河原大井川港線
区 画 線	実線15cm (白)	$3.0+3.0=6.0$	6.00 m	県道河原大井川港線

舗装復旧工標準図

S=1/20 (S=1/40)

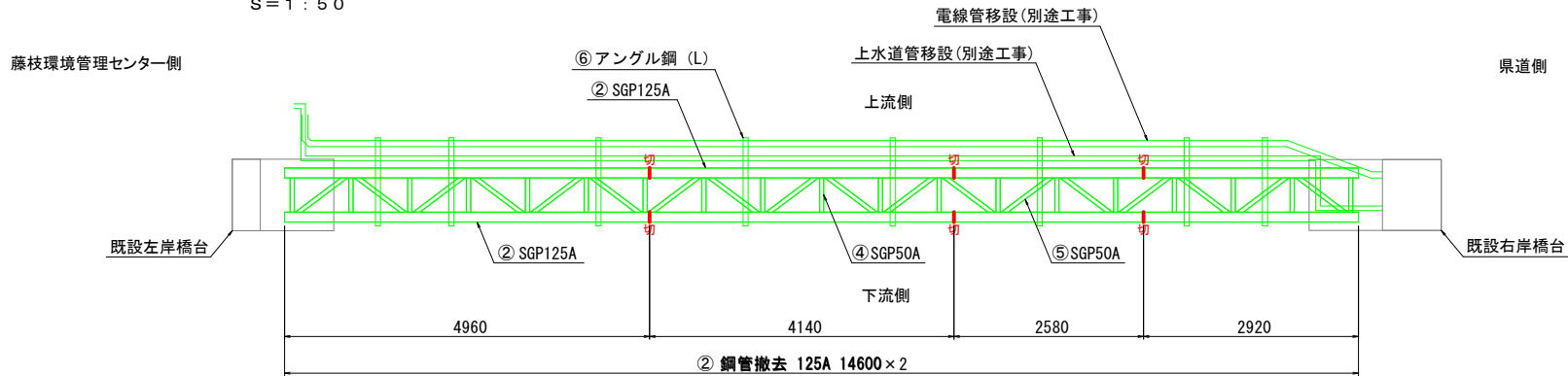


工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	舗装復旧計画図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉中 7 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

既設水管橋撤去図

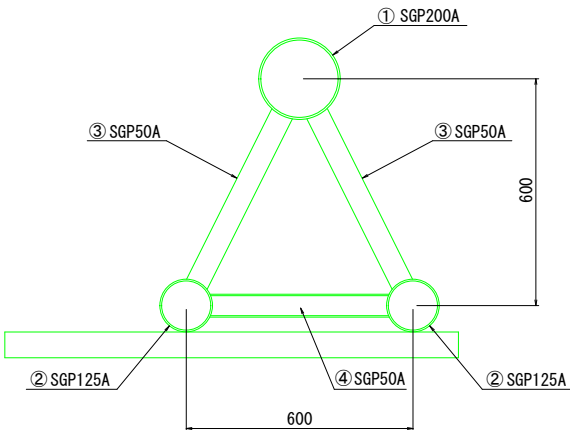
平面図

S = 1 : 5 0



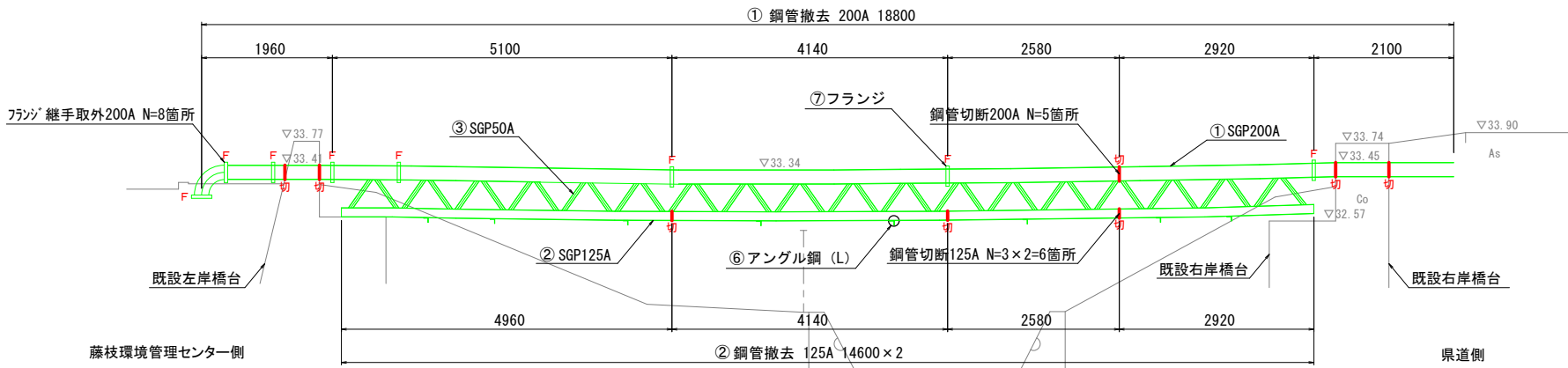
断面図

S = 1 : 1 0



側面図

S = 1 : 5 0



既設管数量表

	名 称	長さ (m) / 本	本数	延長 (m)	単位重量 (kg)	重量 (kg)
①	SGP200A (216.3)	18.80	1	18.80	33.10	622.28
②	SGP125A (139.8)	14.60	2	29.20	16.90	493.48
				H 1	小計	1115.76
③	SGP50A (60.5)	1.56	36	85.56	5.31	454.32
④	SGP50A (60.5)	0.60	19			
⑤	SGP50A (60.5)	1.00	18			
⑥	アングル鋼 (L)	1.20	8	1.20	7.66	73.54
⑦	フランジ		5		19.21	96.05
				H 2	小計	623.91
				スクラップ	合計	1739.67

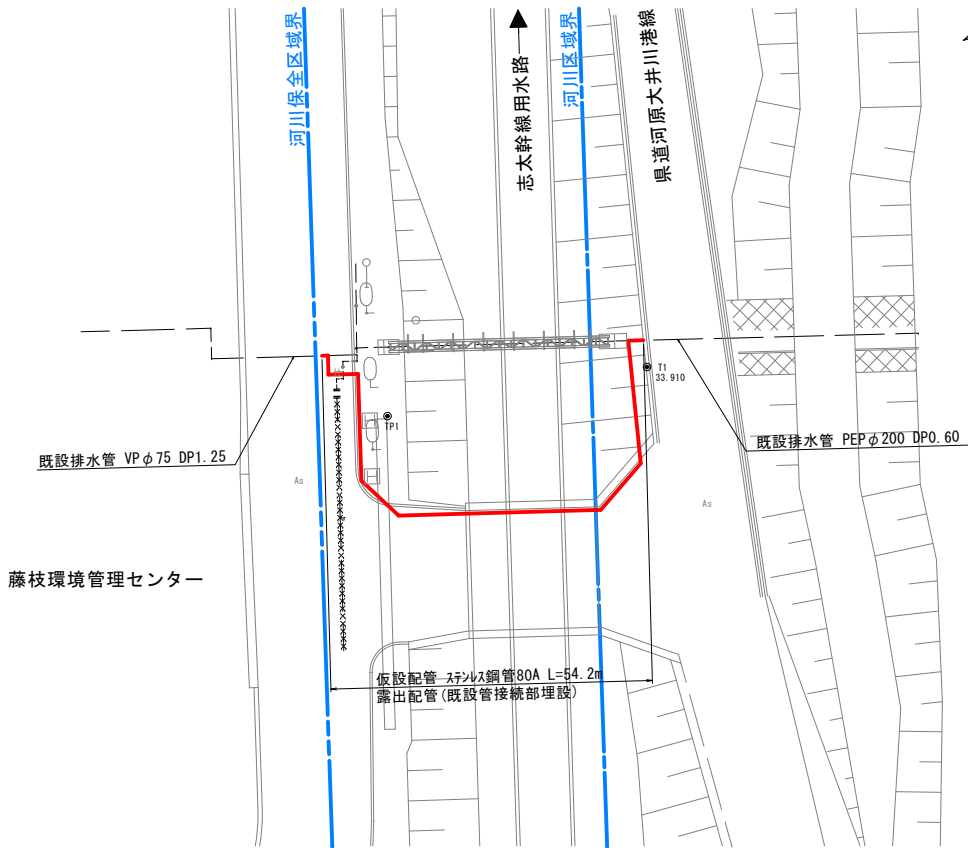
記号	名 称	形状 / 寸法	数 量	単位	長 さ	全 長	摘 要
	既設管撤去工						
	鋼管撤去吊上げ積込み	200A (外径216.3)	18.8	m			管切断含む
	鋼管撤去吊上げ積込み	125A (外径139.8)	29.2	m			管切断含む
	鋼管撤去吊上げ積込み	50A (外径60.5)	85.6	m			管切断含む
	フランジ継手取外	200A 10K	8	口			

工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	既設水管橋撤去図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉中 8 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

仮設配管参考図

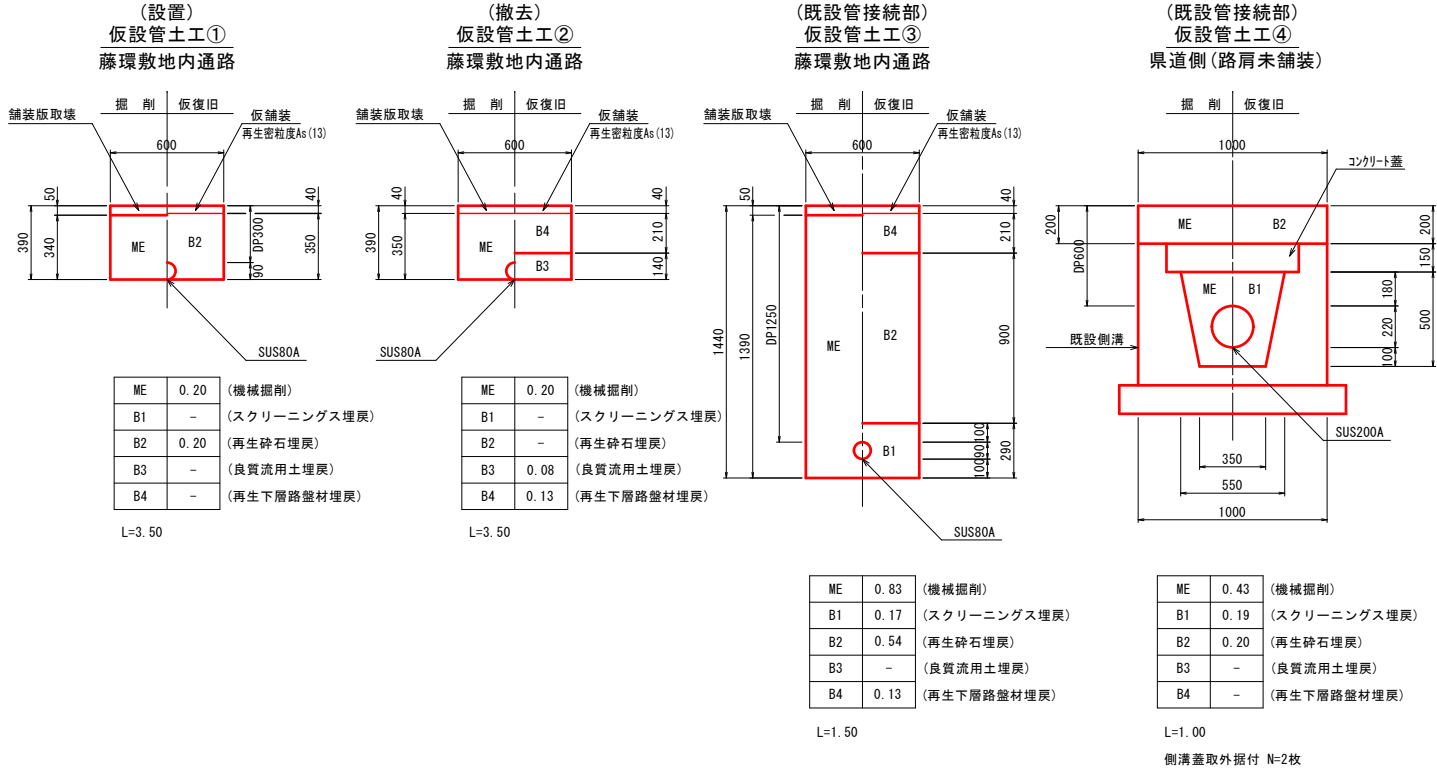
平面図

S=1/250 (S=1/500)



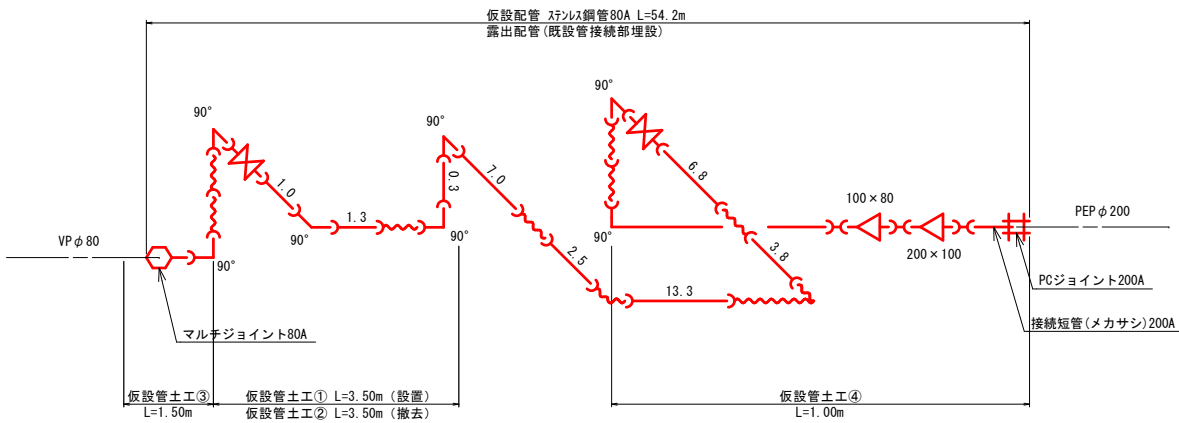
土工定規図

S=1/20 (S=1/40)



仮設配管図

NO SCALE



資材表記凡例

資材名称	記号	資材名称	記号
直管	—	レジャー	—
フレキ管	—	取り出し短管	—
エルボ	—	仮設消火栓	—
チーゾ	—	仮設空気弁	—
バルブ	—	撤去用直管	—
受け×受け	—	挿し×グルーピング、リング	—

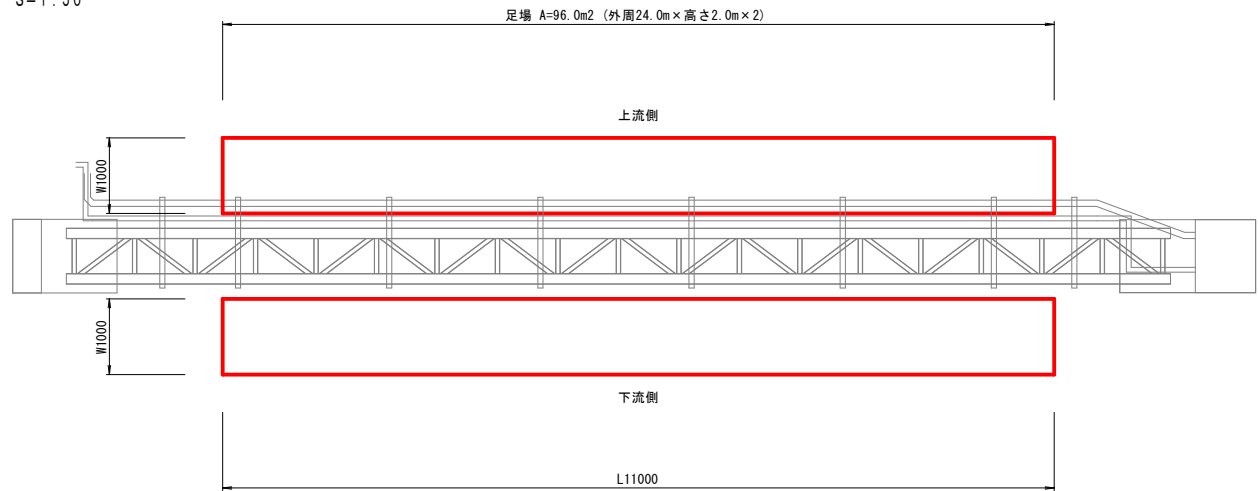
名称	形状 / 寸法	数量	単位	摘要
レンタル資材				
直管	80A 4m U×S	5	本	
直管	80A 2m U×S	4	本	
直管	80A 1m U×S	8	本	
直管	80A 0.5m U×S	6	本	
直管	80A 0.3m U×S	5	本	
撤去用直管	80A 0.25m U×S	3	本	
フレキ管	80A 1.0m U×S	11	本	
エルボ	80A 90° U×S	7	個	
マルチジョイント	80A S×MJ	1	個	
バルブ	80A U×S	2	個	
接続短管	80A U×U	1	個	
ストッパー	80A	106	個	
レジャー	100A 100×80 S×S	1	本	
接続短管	100A U×U	1	個	
ストッパー	100A	4	個	
レジャー	200A 200×100 S×S	1	本	
接続短管	200A U×U	1	個	
接続短管	200A S×M	1	個	
ストッパー	200A	4	個	
PCジョイント	200A	1	個	
施工				
ステンレス鋼管布設工	80A	54.2	m	
ステンレス鋼管布設工	100A	0.2	m	
ステンレス鋼管布設工	200A	0.8	m	
グロージョイント継手工	80A	53	箇所	
グロージョイント継手工	100A	2	箇所	
グロージョイント継手工	200A	2	箇所	
マルチジョイント継手工	80A	1	箇所	
仮設バルブ設置工	80A	2	基	

工 事 名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図 面 名	仮設配管参考図	縮 尺	図 示
設計年月日		図面番号	10 葉 中 9 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

仮設足場参考図

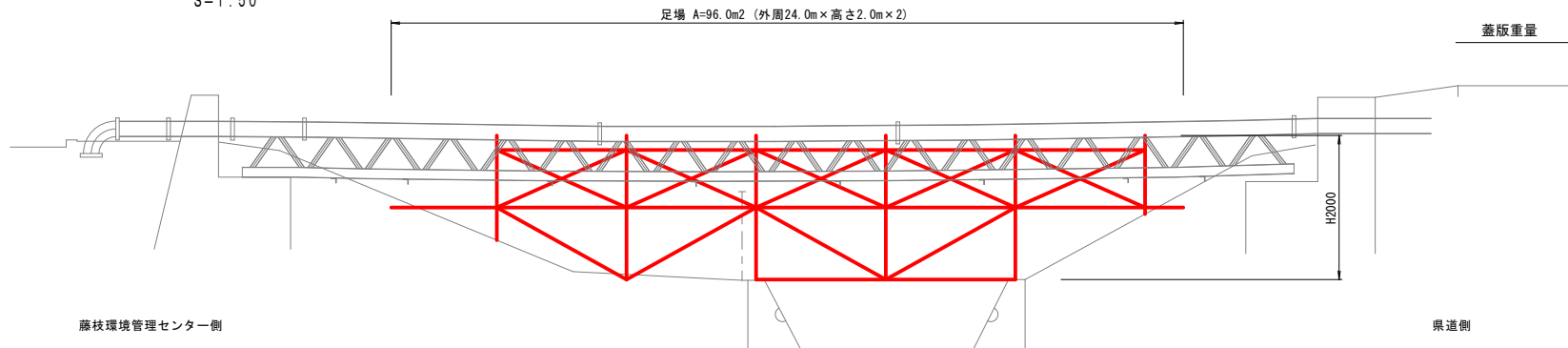
平面図

S=1:50



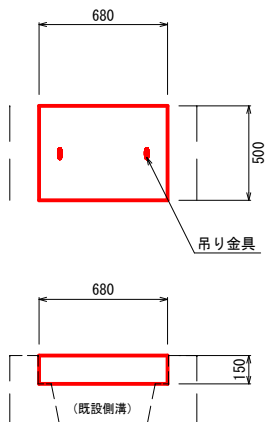
側面図

S=1:50



蓋版撤去・復旧

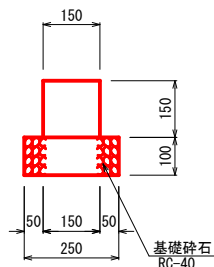
S=1/20 (S=1/40)



蓋版撤去・復旧			数量表
名称	規格	算定式	数量
蓋版撤去	再利用	県道既設管接続部 仮設管 1.0÷0.5=2	6 枚
蓋版据付	再利用	本設管 2.0÷0.5=4	6 枚
蓋版重量			0.68×0.50×0.15×2.35=0.12 120kg/枚

境界ブロック撤去・復旧

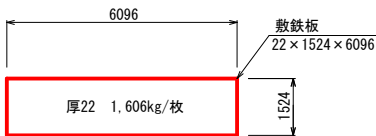
S=1/10 (S=1/20)



境界ブロック撤去・復旧			数量表
名称	規格	算定式	数量
地先ブロック撤去	再利用	0.60×2	1.2 m
地先ブロック設置	再利用	0.60×2	1.2 m

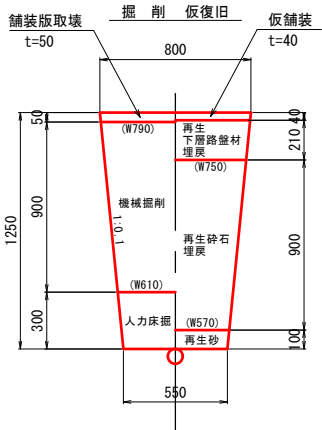
敷鉄板設置・撤去

S=1/10 (S=1/20)



敷鉄板設置・撤去			数量表
名称	規格	算定式	数量
敷鉄板賃料	22×1524×6096	1.0×6 (1,604×6)	6 枚 (9,624kg)
敷鉄板設置	22×1524×6096	1.0×6 (1,604×6)	6 枚 (9,624kg)
敷鉄板撤去	22×1524×6096	1.0×6 (1,604×6)	6 枚 (9,624kg)

試験掘工
環境管理センター敷地内道路



試験掘工 (10箇所当り)			数量表
名称	規格	算定式	数量
舗装版切断	t ≤15cm	0.80×15.0=12.00	12.0 m
舗装版取壊し	t =5cm	0.80×15.0=12.00	12.0 m ²
機械掘削	0.06BH	(0.79+0.61)÷2×0.90×15.0=9.45	9.5 m ³
人力床掘		(0.61+0.55)÷2×0.30×15.0=2.61	2.6 m ³
発生土処理	2tDT	9.45+2.61=12.06	12.1 m ³
機械埋戻	再生砂	(0.57+0.55)÷2×0.10×15.0=0.84	0.8 m ³
機械埋戻	再生盛土材	(0.75+0.57)÷2×0.90×15.0=8.91	8.9 m ³
機械埋戻	再生下層路盤材	(0.78+0.75)÷2×0.21×15.0=2.41	2.4 m ³
仮舗装	再生密粒AC13 t=4cm	0.80×15.0=12.00	12.0 m ²

舗装復旧工に計上

工事名	令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事		
図面名	仮設足場参考図 付帯工	縮尺	図示
設計年月日		図面番号	10 葉中 10 号
藤 枝 環 境 管 理 セ ン タ ー			

審 査 設計者

令和 8 年度 水道実施設計書

工事番号
(設計書コード) 38 - A 0 0 0 1 - 0 1 - 1 1 - 0 1

建設工事名 令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事

路線河川名 県道河原大井川港線 建設工事箇所 藤枝市善左衛門地内

建設工事金額

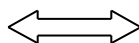
工 期 週休2日推進工事補正 (週単位(完全週休2日))

建設工事概要 放流管更新

主桁製作工	1	式
水管橋架替工	1	式
管路土工	1	式
管布設工	1	式
仮配管工	1	式
舗装復旧工	1	式
付帯工	1	式
安全費	1	式

歩掛・単価適用年度 令和 8 年 6 月 基本単価 令和 8 年 6 月 地区コード 2 2 0 地区

起 終 点 指 定



内訳表、施工単価表に記載されている機械の機種などは該当機種の使用を指定するものではなく設計上の参考である

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
- 放流管更新					
- - - 主桁製作工 工場製作	式	1			M1000 共通仮設費率の対象外 第 1 号表
- - - 水管橋架替工	式	1			M1500 第 7 号表
- - - 管路土工	式	1			M2000 第 2 6 号表
- - - 管布設工	式	1			M3000 第 3 7 号表
- - - 仮配管工	式	1			M4000 第 5 0 号表
- - - 舗装復旧工	式	1			M5000 第 6 1 号表
- - - 付帯工	式	1			M6000 第 7 4 号表

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
- - - - 安全費					M7000
	式	1			第 85号表
直接工事費計					
工種区分 No. 63 開削工事及び小口径推進工事等					
共通仮設費 (一般交通影響あり (2))					
	式	1			
運搬費 各種					M9000
	式	1			第 87号表
技術管理費					M8000
	式	1			第 91号表
共通仮設費計					
純工事費計					
現場管理費 (一般交通影響あり (2))					
	式	1			

工 事 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
工事原価計					
一般管理費等 (金銭的保証を必要とする)	式	1			
【控除】鉄スクラップ	式	1			M 9 5 0 0
					第 9 3 号表
工事価格計					
消費税相当額	式	1			
請負工事費					

M1 0 0 0					
主桁製作工 工場製作					
第 1 号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
鋼材費 各種					M1 0 5 0
	式	1			第 2 号表
切穴加工費					見積り
	k g	1,533			
施工図					見積り
	k g	1,891			
工場加工費					見積り
	k g	1,891			
メッキ加工費 (材工共) HDZT 77					見積り
	k g	1,891			
計					

M1 0 5 0		鋼材費 各種		第 2 号表	
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼 H 3 3 8 × 3 5 1 × 1 3 × 1 3	k g	5, 040			M 1 1 0 0 ロール最少ロット 5 t
					第 3 号表
【控除】鉄スクラップ ヘビー H 1	k g	3, 149			
一般構造用溝形鋼 S S 4 0 0 U 5 × 5 0 × 1 0 0	k g	87			M 1 2 0 0
					第 4 号表
一般構造用鋼板 S S 4 0 0 厚 9 mm	k g	77			M 1 3 0 0
					第 5 号表
一般構造用鋼板 S S 4 0 0 厚 1 2 mm	k g	194			M 1 4 0 0
					第 6 号表
H T B (F10T (普通鋼材)) めっき M 2 0 × 7 0	本	98			見積り
H T B (F10T (普通鋼材)) めっき M 2 0 × 7 5	本	24			見積り
ケミカルセッター	本	4			見積り

M1 0 5 0					
第 2 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
寸切 ユニクロ M2 0 × 8 0	本	4			見積り
六角NT 1 種ユニクロ M2 0 × 2 8 0	本	4			見積り
丸W鷹 ユニクロB 1 2 5 6 × 1 9 6 3 2 0	本	4			見積り
支持金具 φ 7 5 用	組	14			見積り
承板 φ 7 5 用	枚	14			見積り
計					

M1100					
H形鋼					
H338×351×13×13					
第 3号表					
金 円 1000 kg 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼 SS400 エキストラ込	kg	1,120			見積り
【控除】鉄スクラップ ヘビー H1	kg	96			
諸雑費	式	1			
計					
単価	kg				

M1 2 0 0					
一般構造用溝形鋼					
S S 4 0 0 U 5 × 5 0 × 1 0 0					
第 4 号表					
金 円 1000 k g 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
一般構造用溝形鋼 S S 4 0 0 エキストラ込	k g	1, 120			見積り
【控除】鉄スクラップ ヘビー H 1	k g	96			
諸雑費	式	1			
計					
単価	k g				

M1300 一般構造用鋼板 SS400 厚9mm					
第 5号表					
金 円 1000 kg 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
PL9 SS400 エキストラ込	kg	1,170			見積り
【控除】鉄スクラップ ヘビー H1	kg	136			
諸雑費	式	1			
計					
単価	kg				

M1 4 0 0					
一般構造用鋼板					
S S 4 0 0 厚 1 2 m m					
第 6 号表					
金 円 1000 k g 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
P L 1 2 S S 4 0 0 エキストラ込	k g	1, 170			見積り
【控除】鉄スクラップ ヘビー H 1	k g	136			
諸雑費	式	1			
計					
単価	k g				

M1500		水管橋架替工				第 7 号表	
金 円 1 式 当り							
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
主桁架設工（H338×351） ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 25t 吊		箇所	1			見積り	
本締め工 本締めボルト120本 商用電力なし		本	120			第 8 号表	
Uバンド取付工		箇所	14			見積り	
台座コンクリート 左岸橋台		箇所	1			M1600 第 9 号表	
台座コンクリート 右岸橋台		箇所	1			M1700 第 12 号表	
防護コンクリート 左岸側敷地内		箇所	1			M1800 第 13 号表	
既設水管橋撤去（トラス形式） 200A、100A、50A		式	1			M1900 第 14 号表	
足場 単管足場、安全ネット設置		掛㎡	96			第 25 号表	

M1 5 0 0					
第 7 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					

本締め工
本締めボルト 1 2 0 本 商用電力なし

第 8 号表

金 円 100 本 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役					1
	人				
橋りょう特殊工					1
	人				
諸 雑 費					
	%				
計					
単価					
	本				

1, #等: 諸経費等対象額

M1600		台座コンクリート		第 9 号表	
		左岸橋台			
金 円 1箇所 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート	m 3	0.16			SP 1 号表
型枠	m 2	0.5			SP 2 号表
(国基準) 鉄筋組立 (一般構造物) 鉄筋径：16 - 25mm	t	0.015			第 10 号表
(国基準) 鉄筋組立 (差筋および杭頭処理) 鉄筋径：16 - 25mm	t	0.003			第 11 号表
樹脂カプセル D16用	本	10			
コンクリート削孔 (電動ハンマドリル)	孔	10			SP 3 号表
計					

(国基準) 鉄筋組立 (一般構造物) 鉄筋径 : 1 6 - 2 5 mm					
第 1 0 号表					
金 円 1 t 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役					1
	人				
鉄筋工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
ラフテレーンクレーン オペレータ付き 油圧伸縮ジブ型25 t 吊					
	日				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

(国基準) 鉄筋組立 (差筋および杭頭処理) 鉄筋径 : 1 6 - 2 5 mm					
第 1 1 号表					
金 円 1 t 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役					1
	人				
鉄筋工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

M1700		台座コンクリート 右岸橋台		第 12号表		
金 円		1箇所 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート		m 3	0.21			SP 1号表
型枠		m 2	0.7			SP 2号表
(国基準)鉄筋組立 (一般構造物) 鉄筋径：16 - 25mm		t	0.015			第 10号表
(国基準)鉄筋組立 (差筋および杭頭処理) 鉄筋径：16 - 25mm		t	0.003			第 11号表
樹脂カプセル D16用		本	10			
コンクリート削孔 (電動ハンマドリル)		孔	10			SP 3号表
計						

M1800					
防護コンクリート					
左岸側敷地内					
第 13号表					
金 円 1箇所 当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	m 3	0.19			SP 4号表
型枠	m 2	1.9			SP 2号表
基礎碎石	m 2	0.4			SP 5号表
計					

M1900					
既設水管橋撤去（トラス形式）					
200A、125A、50A					
第 14号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
既設管撤去工 φ200mm 機 械，鋼管B種（STW290、400B），良 好	m	18.8			第 15号表
既設管撤去工 φ125mm 機 械，鋼管B種（STW290、400B），良 好	m	29.2			第 18号表
既設管撤去工 φ50mm 人 力	m	85.5			M1910 第 21号表
铸铁管継手取外し工 φ200mm フランジ継手 10K	口	8			第 24号表
計					

既設管撤去工 φ 2 0 0 mm

第 1 5 号表

機 械，鋼管B種（STW290、400B），良 好

金 円 10 m 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
管切断工 鋼管B種（STW290、400B） φ 2 0 0 mm 罨書、切断、開先加工	口	1.667			第 1 6 号表
管撤去工 鋼管B種（STW290、400B） φ 2 0 0 mm 機 械，良 好	m	10			第 1 7 号表
計					
単価	m				

[illegible]

1, #等: 諸経費等対象額

管撤去工 鋼管B種 (STW290、400B) $\phi 200\text{ mm}$

第 17号表

機 械, 良 好

金 円 10 m 当り

積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
トラック運転 4 - 4.5 t 積 2.9 t 吊 [クレーン装置付]	時間				
計					
単価	m				

既設管撤去工 φ 1 2 5 mm

第 1 8 号表

機 械，鋼管B種（STW290、400B），良 好

金 円 10 m 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
管切断工 鋼管B種（STW290、400B） φ 1 2 5 mm 罫書、切断、開先加工	口	1.667			第 1 9 号表
管撤去工 鋼管B種（STW290、400B） φ 1 2 5 mm 機 械，良 好	m	10			第 2 0 号表
計					
単価	m				

管撤去工 鋼管B種 (STW290、400B) φ125mm					
機 械, 良 好					
第 20号表					
金 円 10 m 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
トラック運転 4 - 4.5 t 積 2.9 t 吊 [クレーン装置付]	時間				
計					
単価	m				

M1 9 1 0					
既設管撤去工 φ 5 0 mm					
第 2 1 号表					
金 円 10 m 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
管切断工 鋼管B種 φ 5 0 mm					
		口	1.667		
管撤去工 鋼管B種 φ 5 0 mm					
人力					
		m	10		
計					
単価					
		m			

M1911 管切断工 鋼管B種 φ50mm					
第 22号表					
金 円 1口当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接工	人				1
諸雑費（消耗品及び工具損料）					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

M1 9 1 2					
管撤去工 鋼管B種 φ 5 0 mm					
人力					
第 2 3 号表					
金 円 10 m 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
計					
単価	m				

鋳鉄管継手取外し工 φ 2 0 0 mm
フランジ継手 1 0 K

第 2 4 号表

金 円 1 口 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

足場 単管足場、安全ネット設置					
第 25号表					
金 円 100 掛m 2 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役					1
	人				
とび工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
ラフテレーンクレーン オペレータ付き 油圧伸縮ジブ型25 t 吊					1
	日				
諸雑費					
	%				
計					
単価					
	掛m 2				

1, #等: 諸経費等対象額

M2000 管路土工					
第 26号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
小型バックホウ掘削積込（土砂） 小型バックホウ 山積0.08m3（平積0.06m3）	m3	7			第 27号表
発生土処理 2 t D T L = 1 1 . 5 k m	m3	7			M2100 第 28号表
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0.08m3（平積0.06m3） 路床材 各種	m3	1			再生砂 第 30号表
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0.08m3（平積0.06m3） 路床材 再生盛土材	m3	4			再生盛土材 第 31号表
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0.08m3（平積0.06m3） 路床材 各種	m3	0.3			良質流用土 第 32号表
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0.08m3（平積0.06m3） 路床材 各種	m3	1			再生下層路盤材 第 33号表
表土すき取り 小型バックホウ 山積0.13m3（平積0.10m3）	m3	14			第 34号表
発生土運搬 2 D T L = 0 . 3 k m	m3	14			M2200 第 35号表

M2000					
第 26号表					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
計					

小型バックホウ掘削積込（土砂） 小型バックホウ 山積0.08m ³ （平積0.06m ³ ） 第 27号表					
金 円 100 m ³ 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積0.08m ³ （平積0.06m ³ ） 排出ガス対策型	日				
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ³				

M2 1 0 0					
発生土処理					
2 t D T L = 1 1 . 5 k m					
第 2 8 号表					
金 円 1 m 3 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運搬・2 t 積 (管路掘削工事) 小型バックホウ 山積0. 0 8 m 3 (平積0. 0 6 m 3) D I D区間無し, L = 1 1 . 5 k m, 土砂	m 3	1			第 2 9 号表
第1種建設発生土 (株)心絆	m 3	1			
計					

ダンプトラック運搬・2 t 積 (管路掘削工事) 小型バックホウ 山積0.08 m ³ (平積0.06 m ³) D I D 区間無し, L = 11.5 km, 土砂 金 円 10 m ³ 当り						第 29号表	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
ダンプトラック運転 2 t 積級 タイヤ損耗費: 良好		日					
計							
単価		m ³					

管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ）
山積0.08m³（平積0.06m³） 路床材 各種

第 30号表

金 円 100 m ³ 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積0.08m ³ （平積0.06m ³ ） 排出ガス対策型	日				
タンバ 運転 質量 60 - 80kg ガソリン	日				
再生砂 （埋戻し用）	m ³	126			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ³				

管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ）

山積 0.08 m³（平積 0.06 m³） 路床材 再生盛土材

第 31 号表

金 円 100 m³ 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積 0.08 m ³ （平積 0.06 m ³ ） 排出ガス対策型	日				
タンバ 運転 質量 60 - 80 kg ガソリン	日				
路床材 再生盛土材	m ³	126			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ³				

管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ）

山積 0.08 m³（平積 0.06 m³） 路床材 各種

第 32 号表

金 円 100 m³ 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積 0.08 m ³ （平積 0.06 m ³ ） 排出ガス対策型	日				
タンバ 運転 質量 60 - 80 kg ガソリン	日				
路床材 各種	m ³	126			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ³				

管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ）

山積 0.08 m³（平積 0.06 m³） 路床材 各種

第 33 号表

金 円 100 m³ 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積 0.08 m ³ （平積 0.06 m ³ ） 排出ガス対策型	日				
タンバ 運転 質量 60 - 80 kg ガソリン	日				
再生下層路盤材 40 - 0mm	m ³	127			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ³				

小型バックホウ掘削積込（土砂） 小型バックホウ 山積0. 1 3 m 3 （平積0. 1 0 m 3） 第 3 4 号表					
金 円 100 m 3 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積0. 1 3 m 3 （平積0. 1 m 3） 排出ガス対策型（第2次基準値）	日				
諸雑費	式	1			
計					
単価	m 3				

M2200					
発生土運搬					
2DT L=0.3km					
第 35号表					
金 円 1m3 当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック運搬・2t積(管路掘削工事) 小型バックホウ 山積0.13m3(平積0.10m3) DID区間無し, L=0.3km, 土砂	m3	1			第 36号表
整地	m3	1			勤労者体育館(臨時駐車場) SP 6号表
計					

ダンプトラック運搬・2 t 積 (管路掘削工事) 小型バックホウ 山積0. 1 3 m 3 (平積0. 1 0 m 3) D I D 区間無し, L = 0. 3 k m, 土砂					
金 円 10 m 3 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転 2 t 積級 タイヤ損耗費: 良好	日				
計					
単価	m 3				

M3 0 0 0		管布設工				第 3 7 号表	
金 円		1 式 当り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
管材費 各種						M3 1 0 0	
		式	1			第 3 8 号表	
管据付工 P E 管 (融着接合) φ 7 5 m m 人力		m	22. 2			第 3 9 号表	
管継手工 P E 管 融着接合 (1 箇所) φ 7 5 m m		箇所	3			第 4 0 号表	
管継手工 P E 管 融着接合 (1 口) φ 7 5 m m		口	8			第 4 1 号表	
管継手工 P E 管 メカニカル継手 φ 7 5 m m		口	2			第 4 2 号表	
管切断工 P E 管 φ 7 5 m m		口	6			第 4 3 号表	
管切断工 V P 管 φ 7 5 m m		口	1			第 4 4 号表	
管据付工 P E 管 (融着接合) φ 2 0 0 m m 人力		m	1. 4			第 4 5 号表	

M3 0 0 0					
第 3 7 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
管継手工 P E 管 融着接合 (1 箇所) φ 2 0 0 mm	箇所	1			第 4 6 号表
管継手工 P E 管 融着接合 (1 口) φ 2 0 0 mm	口	1			第 4 7 号表
管切断工 P E 管 φ 2 0 0 mm	口	1			第 4 8 号表
埋設標識シート工	m	2. 4			第 4 9 号表
U バンド取付工 H 形鋼添架区間	箇所	14			
計					

M3 1 0 0		管材費 各種		第 3 8 号表	
金 円		1 式 当 り			
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
高密度ポリエチレン管 WED φ 7 5 × 8 5 0 0 (最長)	m	19.1			
配水P用 EFソケット (両受) WED φ 7 5	個	3			
配水P用 EFベンド (両受) WED φ 7 5 × 9 0 °	個	2			
配水P用 EFベンド (両受) WED φ 7 5 × 4 5 °	個	2			
配水P用 EFベンド (両受) φ 7 5 × 4 5 °	個	2			
配水ポリエチレン管 直管 JWWA K 1 4 4 φ 2 0 0	本	1			
配水P用 EFソケット JWWA K 1 4 5 φ 2 0 0	個	1			
配水P用 EF片受レデューサ (片受片挿) φ 2 0 0 × φ 7 5	個	1			

M3 1 0 0					
第 3 8 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配水P用 メカP Vジョイント インナーコア含 φ 7 5	個	1			
埋設表示シート W 1 5 0 ダブル	m	2. 4			
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管据付工 P E管（融着接合） φ 7 5 mm

人力

第 3 9 号表

金 円 10 m 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
計					
単価	m				

管継手工 PE管 融着接合 (1箇所)
φ 7 5 mm

第 4 0 号表

金 円 1 箇所 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管継手工 PE管 融着接合 (1口)

φ 7 5 mm

第 4 1 号表

金 円 1 口 当 り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				1
普通作業員					1
諸雑費	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管継手工 PE管 メカニカル継手
φ 7 5 mm

第 4 2 号表

金 円 1 口 当 り					
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				1
普通作業員					1
諸雑費	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管切断工 P E管 φ 7 5 mm

第 4 3 号表

金 円 1 口 当 り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管切断工 VP管 φ 7 5 mm

第 4 4 号表

金 円 1 口 当 り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管据付工 P E 管（融着接合） φ 2 0 0 mm
人力

第 4 5 号表

金 円 10 m 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				
普通作業員	人				
計					
単価	m				

管継手工 P E管 融着接合 (1 箇所)
φ 2 0 0 mm

第 4 6 号表

金 円 1 箇所 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工	人				1
普通作業員					1
諸雑費	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管継手工 PE管 融着接合 (1口)
φ 2 0 0 mm

第 4 7 号表

金 円 1 口 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

管切断工 PE管 φ 2 0 0 mm

第 4 8 号表

金 円 1 口 当 り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
配管工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
諸雑費					
	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

埋設標識シート工

第 49号表

金 円 100 m 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
単価	m				

M4 0 0 0 仮配管工					
第 5 0 号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
資材レンタル費 SUS 80A、100A、200A 供用期間60日	式	1			M4 0 5 0 第 5 1 号表
ステンレス鋼管設置・撤去工（人力据付） 80A 撤去40%	m	54.2			M4 1 0 0 見積り 第 5 3 号表
ステンレス鋼管設置・撤去工（人力据付） 100A 撤去40%	m	0.2			M4 2 0 0 見積り 第 5 4 号表
ステンレス鋼管設置・撤去工（人力据付） 200A 撤去40%	m	0.8			M4 3 0 0 見積り 第 5 5 号表
継手・取外し工 80A 撤去40%	口	53			M4 4 0 0 見積り 第 5 6 号表
継手・取外し工 100A 撤去40%	口	2			M4 5 0 0 見積り 第 5 7 号表
継手・取外し工 200A 撤去40%	口	2			M4 6 0 0 見積り 第 5 8 号表
マルチジョイント継手・取外し工 80A 撤去40%	口	1			M4 7 0 0 見積り 第 5 9 号表

M4 0 0 0					
第 5 0 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
仮設バルブ設置・撤去工 8 0 A 撤去 4 0 %	基	2			M4 8 0 0 見積り 第 6 0 号表
計					

M4050					
資材レンタル費					
SUS 80A、100A、200A					
第 51号表					
供用期間60日					
金 円 1式当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
直管 80A 4m U×S	本	5			見積り
直管 80A 2m U×S	本	4			見積り
直管 80A 1m U×S	本	8			見積り
直管 80A 0.5m U×S	本	6			見積り
直管 80A 0.3m U×S	本	5			見積り
撤去用直管 80A 0.25m U×S	本	3			見積り
フレキ管 80A 1m U×S	本	11			見積り
エルボ 80A 90° U×S	個	7			見積り

M4050					
第 51号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
マルチジョイント 80A S×MJ	個	1			見積り
ボールバルブ 80A U×S	個	2			見積り
接続短管 80A U×U	個	1			見積り
ストッパー (無償貸出) 80A	個	106			見積り
レギュラー 100 - 80A S×S	個	1			見積り
接続短管 100A U×U	個	1			見積り
ストッパー (無償貸出) 100A	個	4			見積り
レギュラー 200 - 100A S×S	個	1			見積り

M4 0 5 0					
第 5 1 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
接続短管 2 0 0 A U×U	個	1			見積り
接続短管 2 0 0 A S×M	個	1			見積り
ストッパー（無償貸出） 2 0 0 A	個	4			見積り
オプション資材 各種	式	1			M4 0 5 1 見積り 第 5 2 号表
計					

M4051					
オプション資材					
各種					
第 52号表					
金 円 1式当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
バルブBOXヘッド φ125	個	1			
PCジョイント 配水ポリ×メカ JWWA規格対応 200A	個	1			
施工工具（無償貸出） 200A、250A用	個	1			
計					

M4100		ステンレス鋼管設置・撤去工（人力据付）			
		80A			
		第 53号表			
		撤去40%			
金 円		10 m 当り		見積り	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
特殊作業員					
		人			
普通作業員					
		人			
計					
単価					
		m			

M4200		ステンレス鋼管設置・撤去工（人力据付）			
		100A			
		撤去40%			
金 円		10 m 当り		見積り	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
特殊作業員					
		人			
普通作業員					
		人			
計					
単価					
		m			

M4300		ステンレス鋼管設置・撤去工（人力据付）			
		200A			
		第 55号表			
		撤去40%			
金 円		10 m 当り		見積り	
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
特殊作業員					
		人			
普通作業員					
		人			
計					
単価					
		m			

M4400					
継手・取外し工					
80A					
撤去40%					
第 56号表					
金 円 10口当り 見積り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員					
	人				
普通作業員					
	人				
計					
単価					
	口				

M4500					
継手・取外し工					
100A					
撤去40%					
第 57号表					
金 円 10口当り 見積り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
計					
単価	口				

M4600					
継手・取外し工					
200A					
撤去40%					
第 58号表					
金 円 10口当り 見積り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員					
	人				
普通作業員					
	人				
計					
単価					
	口				

M4700					
マルチジョイント継手・取外し工					
80A					
第 59号表					
撤去40%					
金 円		1口当り		見積り	
積算項目		単位	数量	単価	金額
特殊作業員					
		人			
普通作業員					
		人			
雑材料					
		%			
計					

1, #等: 諸経費等対象額

M4800		仮設バルブ設置・撤去工				第 60号表	
		80A					
		撤去40%				見積り	
金	円	1基当り					
積算項目		単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員		人					
普通作業員							
計		人					

M5 0 0 0 舗装復旧工					
第 6 1 号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断工 カッター汚泥運搬・処分含む 2 t D T L = 2 3 . 7 k m	式	1			M 5 1 0 0 敷地内通路・正面玄関付近・県道河原大井川港線 第 6 2 号表
舗装版取壊し処分 t = 4 c m 取壊し、積込、運搬、処分	m 2	4			M 5 2 0 0 敷地内通路 第 6 4 号表
仮舗装（人力施工） 車道及び路肩 仕上り厚：4 0 m m	m 2	4			敷地内通路 第 6 7 号表
舗装版取壊し処分 t = 5 c m 取壊し、積込、運搬、処分	m 2	12			M 5 3 0 0 敷地内通路・正面玄関付近 第 6 8 号表
上層路盤工 仕上り厚さ＝1 0 c m 施工幅＝1 . 8 m未満 粒度調整砕石	m 2	5			敷地内通路 第 6 9 号表
舗装工（人力施工） 車道及び路肩 仕上り厚：5 0 m m	m 2	52			敷地内通路・正面玄関付近 第 7 0 号表
表層（車道・路肩部）	m 2	242			正面玄関付近 SP 8 号表
舗装版取壊し処分 t = 1 0 c m 取壊し、積込、運搬、処分	m 2	17			M 5 4 0 0 県道河原大井川港線 第 7 1 号表

M5 0 0 0					
第 6 1 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
不陸整正	m 2	14			県道河原大井川港線 SP 9 号表
上層路盤工 仕上り厚さ＝1 5 c m 施工幅＝1． 8 m以上 粒度調整砕石	m 2	3			県道河原大井川港線 第 7 2 号表
基層（車道・路肩部）	m 2	17			県道河原大井川港線 SP 1 0 号表
表層（車道・路肩部）	m 2	17			県道河原大井川港線 SP 1 1 号表
区画線設置〔熔融式手動〕 実線 1 5 c m 塗布厚 1． 5 m m 白	m	6			県道河原大井川港線 第 7 3 号表
計					

M5 1 0 0					
舗装版切断工					
カッター汚泥運搬・処分含む					
第 6 2 号表					
2 t D T L = 2 3 . 7 k m					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断	m	51			SP 7 号表
成形目地材 厚 5 × 幅 5 0 低弾性	m	11			県道河原大井川港線
トラック運搬 (D I D 区間あり) 運搬距離 : 2 5 . 3 k m 以下	台	1			第 6 3 号表
カッター汚泥 (0 . 5 m3未満) (株)静岡西部建設 広野工場	一律	1			
計					

トラック運搬（D I D区間あり）
運搬距離：2 5． 3 k m以下

第 6 3 号表

金 円 1 台 当 り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
トラック運転 2 t 積	時間				
諸 雑 費	式	1			
計					

1, #等: 諸経費等対象額

M5 2 0 0					
舗装版取壊し処分					
t = 4 c m					
取壊し、積込、運搬、処分					
第 6 4 号表					
金 円 1 m 2 当り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額
舗装版取壊し積込 (小型バックホウ)					
小型バックホウ 山積0. 0 8 m 3 (平積0. 0 6 m 3)					
		m 2	1		
ダンプトラック運搬・2 t 積 (管路掘削工事)					
小型バックホウ 山積0. 0 8 m 3 (平積0. 0 6 m 3)					
D I D 区間有り, L = 7. 2 k m, A s 塊		m 3	0.04		
アスファルト塊					
セイエン商事(株) 藤枝工場		m 3	0.04		
計					

舗装版取壊し積込（小型バックホウ）
小型バックホウ 山積0.08m³（平積0.06m³） 0cm² 第 65号表

金 円 100 m ² 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積0.08m ³ （平積0.06m ³ ） 排出ガス対策型	日				
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ²				

1, #等: 諸経費等対象額

ダンプトラック運搬・2 t 積 (管路掘削工事)
小型バックホウ 山積0. 0 8 m 3 (平積0. 0 6 m 3)
D I D 区間有り, L = 7. 2 k m, A s 塊

第 6 6 号表

金 円 10 m 3 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転 2 t 積級 タイヤ損耗費：良好	日				
計					
単価	m 3				

舗装工（人力施工）

車道及び路肩 仕上り厚：40mm

第 67号表

金 円 100 m² 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				1
特殊作業員	人				1
普通作業員	人				1
再生密粒度アスコン(13) 再生合材	t	10.058			
振動ローラ 運転 ハンドガイド式 0.5 - 0.6 t	日				1
振動コンパクタ 運転 40 - 60 kg	日				1
諸雑費	%				
計					

1, #等: 諸経費等対象額

第 6 7 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
単価	m 2				

M5300					
舗装版取壊し処分					
t = 5 c m					
第 68号表					
取壊し、積込、運搬、処分					
金 円 1 m2 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
舗装版取壊し積込（小型バックホウ） 小型バックホウ 山積0.08m3（平積0.06m3）	m2	1			第 65号表
ダンプトラック運搬・2t積（管路掘削工事） 小型バックホウ 山積0.08m3（平積0.06m3） D I D区間有り，L = 7.2km，As塊	m3	0.05			第 66号表
アスファルト塊 セイエン商事(株) 藤枝工場	m3	0.05			
計					

上層路盤工

仕上り厚さ＝1 0 c m 施工幅＝1 . 8 m未満 粒度調整碎石（M -

第 6 9 号表

金

円

100 m 2 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
粒調碎石 M - 3 0 30 - 0mm	m 3	12. 7			
タンパ 運転 質量 6 0 - 8 0 k g ガソリン	日				
諸雑費	式	1			
計					
単価	m 2				

舗装工（人力施工）

車道及び路肩 仕上り厚：50mm

第 70号表

金 円 100 m² 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				1
特殊作業員	人				1
普通作業員	人				1
再生密粒度アスコン(13) 再生合材	t	12.573			
アスファルト乳剤（JIS規格品） 浸透用 PK-3	L	126			
振動ローラ 運転 ハンドガイド式 0.5 - 0.6 t	日				1
振動コンパクタ 運転 40 - 60 kg	日				1
諸雑費	%				

1, #等: 諸経費等対象額

第 7 0 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					
単価	m 2				

M5 4 0 0					
舗装版取壊し処分					
t = 1 0 c m					
取壊し、積込、運搬、処分					
第 7 1 号表					
金 円 1 m 2 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
舗装版取壊し積込 (小型バックホウ) 小型バックホウ 山積0. 0 8 m 3 (平積0. 0 6 m 3)	m 2	1			第 6 5 号表
ダンプトラック運搬・2 t 積 (管路掘削工事) 小型バックホウ 山積0. 0 8 m 3 (平積0. 0 6 m 3) D I D 区間有り, L = 7. 2 k m, A s 塊	m 3	0. 1			第 6 6 号表
アスファルト塊 セイエン商事(株) 藤枝工場	m 3	0. 1			
計					

上層路盤工 仕上り厚さ＝１５ｃｍ 施工幅＝１．８ｍ以上 粒度調整碎石（Ｍ－ 第 72号表					
金 円 100 m ² 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
粒調碎石 M - 30 30 - 0mm	m ³	19.05			
振動ローラ 運転 搭乗式・コンバインド型 3 - 4 t 排出ガス対策型（第1次基準値）	日				
タンバ 運転 質量 60 - 80 kg ガソリン	日				
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ²				

区画線設置 [溶融式手動] 実線 1 5 c m 塗布厚 1. 5 m m 白					
第 7 3 号表					
金 円 1000 m 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 (区画線設置工 [溶融式 (手動)]) 昼間単価 供用区間 実線 15cm 時間的制約 無 機・労	m	1,000			1 標準単価 (基本額) [合計金額対象外]
[補正係数: 週休 2 日補正]	×				
補正後標準単価	m	1,000			
路面表示用塗料 3種1号 JIS K 5665 溶融 ガラスビーズ 含有量15 - 18% 白 比重2.	k g	570			2
道路用塗料 ガラスビーズ JIS R3301 0.106 - 0.850mm	k g	25			2
接着用プライマー 区画線用 色 - 比重0.9	k g	25			2
軽油 パトロール給油	l	47			2
諸雑費	%				

1, #等: 諸経費等対象額

第 7 3 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計（合計金額対象外は除く）					
単価	m				

M6 0 0 0 付帯工					
第 7 4 号表					
金 円 1 式 当 り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
蓋版撤去・復旧 幅 6 8 0 × 長 5 0 0 × 厚 1 5 0	枚	6			M 6 1 0 0 第 7 5 号表
境界ブロック撤去・復旧 幅 1 5 0 × 高 1 5 0	m	1.2			M 6 2 0 0 第 7 8 号表
敷鉄板設置撤去 2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6	枚	6			M 6 3 0 0 第 7 9 号表
試験掘工	箇所	1			M 6 4 0 0 第 8 3 号表
計					

M6 1 0 0					
蓋版撤去・復旧					
幅 6 8 0 × 長 5 0 0 × 厚 1 5 0					
第 7 5 号表					
金 円 1 枚 当 り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
排水構造物 蓋版 再利用撤去 蓋版（各種）	枚	1			第 7 6 号表
排水構造物 蓋版 据付け 蓋版（各種）	枚	1			第 7 7 号表
計					

排水構造物 蓋版 再利用撤去
蓋版（各種）

第 7 6 号表

金 円 1 枚 当 り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
排水構造物工（蓋版） 昼間単価 時間的制約 無 コンクリート製・鋼製 40を超え170kg/枚以下 機・労	枚	1			標準単価（基本額） [合計金額対象外]
[補正係数：週休 2 日補正]	×				
[補正係数：K 7] 再利用撤去の場合	×				
補正後標準単価	枚	1			
諸雑費	式	1			
計（合計金額対象外は除く）					

1, #等: 諸経費等対象額

排水構造物 蓋版 据付け
蓋版（各種）

第 77号表

金 円 1枚当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
排水構造物工（蓋版） 昼間単価 時間的制約 無 コンクリート製・鋼製 40を超え170kg/枚以下 機・労	枚	1			¹ 標準単価（基本額） [合計金額対象外]
[補正係数：週休2日補正]	×				
補正後標準単価	枚	1			
蓋版	枚	1			
諸雑費	式	1			
計（合計金額対象外は除く）					

1, #等: 諸経費等対象額

M6 2 0 0		境界ブロック撤去・復旧		第 7 8 号表	
		幅 1 5 0 × 高 1 5 0			
金 円 1 m 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
地先境界ブロック撤去	m	1			SP 1 2 号表
地先境界ブロック	m	1			SP 1 3 号表
計					

M6 3 0 0敷鉄板設置撤去					
2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6第 7 9 号表					
金 円 1 枚 当 り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料 2 2 * 1 5 2 4 * 6 0 9 6 日数 = 6 0 日	枚	1			第 8 0 号表
敷鉄板設置工 バックハウ (クローラ型クレーン付き 山積 0 . 8 (平積 0 .	m 2	9. 29			第 8 1 号表
敷鉄板撤去工 バックハウ (クローラ型クレーン付き 山積 0 . 8 (平積 0 .	m 2	9. 29			第 8 2 号表
計					

敷鉄板賃料 2 2 * 1 5 2 4 * 6 0 9 6 日数 = 6 0 日 第 8 0 号表					
金 円 1 枚 当 り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料 2 2 * 1 5 2 4 * 6 0 9 6 日数 = 6 0 日	枚・日				
敷鉄板 整備費 2 2 * 1 5 2 4 * 6 0 9 6	枚				
諸雑費	式	1			
計					

敷鉄板設置工

バックホウ（クローラ型クレーン付き 山積0.8（平積0.6）n

第 81号表

金

円

100 m² 当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役					1
	人				
とび工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
バックホウ 運転 バックホウ（クローラ型クレーン付・山積0.8（平積0.6） 排出ガス対策型（2014年規制）					1
	日				
諸 雑 費					
	%				
計					
単価					
	m ²				

1, #等: 諸経費等対象額

敷鉄板撤去工

バックホウ（クローラ型クレーン付き 山積0.8（平積0.6）n

第 82号表

金

円

100 m2 当り

積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役					1
	人				
とび工					1
	人				
普通作業員					1
	人				
バックホウ 運転 バックホウ（クローラ型クレーン付・山積0.8（平積0.6） 排出ガス対策型（2014年規制）					1
	日				
諸 雑 費					
	%				
計					
単価					
	m2				

1, #等: 諸経費等対象額

M6 4 0 0		試験掘工				第 8 3 号表	
金 円		10 箇所 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
舗装版切断		m	12			SP 7 号表	
舗装版取壊し処分 t = 4 c m 取壊し、積込、運搬、処分		m 2	12			M5 2 0 0 第 6 4 号表	
小型バックホウ掘削積込（土砂） 小型バックホウ 山積0．0 8 m 3（平積0．0 6 m 3）		m 3	10			第 2 7 号表	
床掘り		m 3	3			SP 1 4 号表	
発生土処理 2 t D T L = 1 1．5 k m		m 3	10			M2 1 0 0 第 2 8 号表	
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0．0 8 m 3（平積0．0 6 m 3） 路体材 各種		m 3	0.8			再生砂 第 8 4 号表	
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0．0 8 m 3（平積0．0 6 m 3） 路床材 再生盛土材		m 3	9			再生盛土材 第 3 1 号表	
管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ） 山積0．0 8 m 3（平積0．0 6 m 3） 路床材 各種		m 3	2			再生下層路盤材 第 3 3 号表	

M6 4 0 0					
第 8 3 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					
単価					
	箇所				

管路埋戻工（機械埋戻・小型バックホウ）

山積 0.08 m³（平積 0.06 m³） 路体材 各種

第 84 号表

金 円 100 m³ 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
小型バックホウ〔クローラ型〕運転 山積 0.08 m ³ （平積 0.06 m ³ ） 排出ガス対策型	日				
タンバ 運転 質量 60 - 80 kg ガソリン	日				
再生砂（埋戻し用）	m ³	126			
諸雑費	式	1			
計					
単価	m ³				

M7 0 0 0					
安全費					
第 8 5 号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員					
	式	1			第 8 6 号表
計					

交通誘導警備員

第 86号表

金 円 1 式 当 り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B					10日、3人
	人	30			
計					

M9 0 0 0		運搬費 各種		第 8 7 号表	
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
仮設配管運搬 1 台 往復	回	2			
運搬費（主桁）	式	1			M9 1 0 0 第 8 8 号表
運搬費（敷鉄板）	式	1			M9 2 0 0 第 8 9 号表
運搬費（鉄スクラップ）	式	1			M9 3 0 0 第 9 0 号表
計					

M9 1 0 0

運搬費（主桁）

第 8 8 号表

金	円	1 式 当り			
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
主桁類の運搬費（片道）					見積り
	式	1			
仮設材等の取卸し費					
現場搬入質量＝1．9 t					
	式	1			
計					

M9200 運搬費（敷鉄板）					
第 89号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等の運搬費（往路） 1 2 m以内 L = 3 0 k m, G = 9 . 6 t	式	1			
仮設材等の運搬費（復路） 1 2 m以内 L = 3 0 k m, G = 9 . 6 t	式	1			
仮設材等の積込み・取卸し費 現場搬入質量 = 9 . 6 t, 現場搬出質量 = 9 . 6 t	式	1			
計					

M9300 運搬費（鉄スクラップ）					
第 90号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
現場発生品及び支給品運搬	t	1.74			SP 15号表
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	t	1.74			SP 16号表
計					

M8 0 0 0					
技術管理費					
第 9 1 号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
通水試験工 φ 1 5 0 mm以下 既設管と連絡なし	m	24			第 9 2 号表
計					

M9500【控除】鉄スクラップ					
第 93号表					
金 円 1式当り					
積算項目	単位	数量	単価	金額	摘要
【控除】鉄スクラップ ヘビー H1	t	1.12			
【控除】鉄スクラップ ヘビー H2	t	0.62			
計					

施 工 パ ッ ケ ー ジ 区 分 一 覧 表

名 称	内 容	
コンクリート	構造物種別＝無筋・鉄筋構造物，打設工法＝人力打設，コンクリート規格＝コンクリート規格 選択，養生工の種類＝一般養生， 現場内小運搬の有無＝有り &コンクリート規格＝2 4 - 1 2 - 2 5 (2 0) - B B W / C 5 5 %以下	SP 1 号表
型枠	型枠の種類＝一般型枠，構造物の種類＝鉄筋・無筋構造物	SP 2 号表
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	削孔深さ＝3 0 mm以上2 0 0 mm未満	SP 3 号表
コンクリート	構造物種別＝無筋・鉄筋構造物，打設工法＝人力打設，コンクリート規格＝コンクリート規格 選択，養生工の種類＝一般養生， 現場内小運搬の有無＝無し &コンクリート規格＝1 8 - 8 - 2 5 (2 0) - B B W / C 6 0 %以下	SP 4 号表
基礎碎石	碎石の厚さ＝7 . 5 c mを超え1 2 . 5 c m以下，碎石＝碎石の種類 選択 &碎石規格＝再生クラッシャーラン（R C - 4 0）	SP 5 号表
整地	作業区分＝残土受入れ地での処理	SP 6 号表
舗装版切断	舗装版種別＝アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚＝1 5 c m以下	SP 7 号表
表層（車道・路肩部）	平均幅員＝3 . 0 m超，材料＝密粒度アスコン 選択，瀝青材料種類＝プライムコート 選択 &アスコン規格＝再生密粒度アスコン（1 3） A 配合，＊1 層当り平均仕上り厚＝5 0 mm，&瀝青材料規格＝プライムコート P K - 3	SP 8 号表
不陸整正	補足材料の有無＝有り，補足材料平均厚さ＝1 6 mm以上2 2 mm未満，補足材料＝補足材 選択 &補足材料規格＝粒度調整碎石 M - 3 0	SP 9 号表

施 工 パ ッ ケ ー ジ 区 分 一 覧 表

名 称	内 容	
基層（車道・路肩部）	平均幅員＝１．４ｍ以上３．０ｍ以下，材料＝粗粒度アスコン 選択，瀝青材料種類＝プライムコート 選択 &アスコン規格＝再生粗粒度アスコン（２０） Ａ配合，＊１層当り平均仕上り厚＝５０ｍｍ，&瀝青材料規格＝プライムコート ＰＫ－３	SP １０号表
表層（車道・路肩部）	平均幅員＝１．４ｍ以上３．０ｍ以下，材料＝密粒度アスコン 選択，瀝青材料種類＝タックコート 選択 &アスコン規格＝密粒度アスコン（２０） 改質ⅠⅠ型 Ａ配合，＊１層当り平均仕上り厚＝５０ｍｍ，&瀝青材料規格＝タック コート 高性能改質アスファルト乳剤	SP １１号表
地先境界ブロック撤去	再利用区分＝再利用を目的とした撤去	SP １２号表
地先境界ブロック	作業区分＝再利用設置，ブロック規格＝Ｂ種 Ｌ＝６００，基礎碎石の有無＝有り，均し基礎コンクリート規格＝無し &基礎碎石（標準値＝１）＝再生クラッシャーラン ＲＣ－４０	SP １３号表
床掘り	土質＝土砂，施工方法＝現場制約あり ＊土砂の種類＝土砂（レキ質土）	SP １４号表
現場発生品及び支給品運搬	トラック機種＝トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック４～４．５ｔ 積、吊能力２．９ｔ，ＤＩＤ区間の有無＝有り，片道運 搬距離（ｋｍ）＝２０．０ｋｍ以下	SP １５号表
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	トラック機種＝トラック〔クレーン装置付〕 ベーストラック４～４．５ｔ 積、吊能力２．９ｔ	SP １６号表

数 量 調 書

令和 8 年度 藤枝環境管理センター放流管更新工事

志太広域事務組合 施設課

数 量 調 書

NO. 1

工 種	種 別	規 格	算 式	単 位	数 量
主 桁 製 作 工					
	鋼 材 費	各 種	水道橋詳細図参照	式	1
	切 穴 加 工 費		1,533	kg	1,533
	施 工 図		1,891	kg	1,891
	工 場 加 工 費		1,891	kg	1,891
	メ ッ キ 加 工 費		1,891	kg	1,891
水 管 橋 架 替 工					
	主 桁 架 設 工	油圧伸縮ジブ型 25t吊	H338*351*13*13 1,891kg	箇所	1
	本 締 め 工		M20×80 N=96 M20×70 N=24	本	120
	U バ ン ド 取 付 工		14.0	箇所	14
	台 座 コ ン ク リ ー ト	左岸橋台	台座コンクリート構造図参照	箇所	1
	台 座 コ ン ク リ ー ト	右岸橋台	同 上	箇所	1
	防 護 コ ン ク リ ー ト	左岸側敷地内	防護コンクリート構造図参照	箇所	1
	既 設 水 管 橋 撤 去	トラス形式 200A, 125A, 50A	既設水道橋撤去図参照	式	1
	足 場		96.0	掛m ²	96
管 路 土 工					
	掘 削 積 込	0.06BH	土量計算書より 7.41	m ³	7

数 量 調 書

NO. 2

工 種	種 別	規 格	算 式	単 位	数 量
	発 生 土 処 理	2tDT L=11.5km	$7.41 - 0.28 \times 1.26 = 7.06$	m ³	7
	管 路 埋 戻	再生砂	土量計算書より 1.44	m ³	1
	管 路 埋 戻	再生盛土材	土量計算書より 3.86	m ³	4
	管 路 埋 戻	良質流用土	土量計算書より 0.28	m ³	0.3
	管 路 埋 戻	再生下層路盤材	土量計算書より 1.33	m ³	1
	表 土 す き 取 り	0.1BH	舗装復旧図より $(43.54 + 242.08) \times 0.05$	m ³	14
	発 生 土 運 搬	2tDT L=0.3km	同 上	m ³	14
管 布 設 工					
	管 材 費	φ75、φ200	資材数量調書参照	式	1
	ポ リ エ チ レ ン 管 据 付	融着接合 φ75	22.2	m	22.2
	E F 継 手 (1 箇 所 当 り)	融着接合 φ75	3.0	箇所	3
	(ベ ン ド) E F 継 手 (1 口 当 り)	融着接合 φ75	8.0	口	8
	(異 種 管) メ カ ニ カ ル 継 手	φ75	2.0	口	2
	ポ リ エ チ レ ン 管 切 断	φ75	6.0	口	6
	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 切 断	φ75	1.0	口	1
	ポ リ エ チ レ ン 管 据 付	融着接合 φ200	1.4	m	1.4
	E F 継 手 (1 箇 所 当 り)	融着接合 φ200	1.0	箇所	1

数 量 調 書

NO. 3

工 種	種 別	規 格	算 式	単 位	数 量
	E F 継 手 (1 口 当 り)	融着接合 φ 200	1.0	口	1
	ポ リ エ チ レ ン 管 切 断	φ 200	1.0	口	1
	埋 設 シ ー ト 工		2.4	m	2 4
仮 配 管 工					
	管 材 レ ン タ ル 費	SUS 80A, 100A, 200A	仮設配管参考図参照	式	1
	ステンレス鋼管設置・撤去	80A	54.2	m	54 2
	ステンレス鋼管設置・撤去	100A	0.2	m	0 2
	ステンレス鋼管設置・撤去	200A	0.8	m	0 8
	継 手 ・ 取 外 し	80A	53.0	口	53
	継 手 ・ 取 外 し	100A	2.0	口	2
	継 手 ・ 取 外 し	200A	2.0	口	2
	マルチジョイント継手・取外し	80A	1.0	口	1
	仮 設 バ ル ブ 設 置 ・ 撤 去	80A	2.0	基	2
舗 装 復 旧 工					
	舗 装 版 切 断	汚泥運搬 汚泥処分	舗装復旧図より 20.7+19.4+11.11=51.21 (成形目地材11.11)	式	1
	舗 装 版 取 壊 し 処 分	t =4cm	舗装復旧図より 4.00	m ²	4
	仮 舗 装 工 (人 力)	再生密粒AC(13) t =4cm	舗装復旧図より 4.00	m ²	4

数 量 調 書

NO. 4

工 種	種 別	規 格	算 式	単 位	数 量
	舗装版取壊し処分	t =5cm	舗装復旧図より 9.44+2.48	m ²	12
	上層路盤工（人力）	粒調碎石 t=10cm	舗装復旧図より 5.32	m ²	5
	表層工（人力）	再生密粒AC(13) t =5cm、PK-3	舗装復旧図より 9.44+42.60	m ²	52
	表層工（機械）	再生密粒AC(13) t =5cm、PK-3	舗装復旧図より 242.08	m ²	242
	舗装版取壊し処分	t =10cm	舗装復旧図より 16.66	m ²	17
	不陸整正工	粒調碎石 補足材2cm	舗装復旧図より 14.14	m ²	14
	上層路盤工（人力）	粒調碎石 t=15cm	舗装復旧図より 2.52	m ²	3
	基層工（機械）	再生粗粒AC(20) t =5cm、PK-3	舗装復旧図より 16.66	m ²	17
	表層工（機械）	再生密粒AC(20) t =5cm、PK-4	舗装復旧図より 16.66	m ²	17
	溶解式区画線	実線（白） W=15cm	舗装復旧図より 6.00	m	6
付 帯 工					
	蓋版撤去・復旧工	再利用 120kg/枚	仮設管施工時 2枚 本設管施工時 4枚	枚	6
	境界ブロック撤去・復旧工	再利用 150×150	1.2	m	1
	敷鉄板設置・撤去工	22*1524*6096 1,606kg/枚	6.0	枚	6
	試験堀工	敷地内接続部	1.0	箇所	1
安 全 費					
	交通誘導警備員	B	3人×10日=30人	人	30

土量計算書（本設管）

No. 1

測 点	単距離	管種	人力掘削		機械床掘		再生砂		再生碎石		良質流用土		再生下層路盤材		備 考
			平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	
	土工①														
-0.5 ∪ 2.2	2.7	PEP φ 75			0.83	2.24	0.17	0.46	0.54	1.46			0.13	0.35	0.10BH
	土工②														
0.0 ∪ 1.0	1.0	PEP φ 75			0.86	0.86	0.17	0.17	0.69	0.69					0.10BH
	土工③														
0.0 ∪ 2.0	2.0	PEP φ 200			0.28	0.56	0.18	0.36					0.16	0.32	0.10BH
小 計					0.10BH	3.66	0.10BH	0.99	0.10BH	2.15			0.10BH	0.67	

土量計算書（仮設管）

No. 2

測 点	単距離	管種	人力掘削		機械床掘		再生砂		再生碎石		良質流用土		再生下層路盤材		備 考
			平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	平均断面	土量(m³)	
	仮設管 土工①														
0.0 └ 3.5	3.5	SUS 80A			0.20	0.70			0.20	0.70					0.10BH
	仮設管 土工②														
0.0 └ 3.5	3.5	SUS 80A			0.20	0.70					0.08	0.28	0.13	0.46	0.10BH
	仮設管 土工③														
-0.5 └ 1.0	1.5	SUS 80A			0.83	1.25	0.17	0.26	0.54	0.81			0.13	0.20	0.10BH
	仮設管 土工④														
0.0 └ 1.0	1.0	SUS φ200			0.43	0.43	0.19	0.19	0.20	0.20					0.10BH
	二次掘削 本舗装時														0.10BH
0.0 └ 3.5	3.5				0.19	0.67									0.10BH
合 計					0.10BH	7.41	0.10BH	1.44	0.10BH	3.86	0.10BH	0.28	0.10BH	1.33	

資材数量調書

No. 1

[illegible]

[illegible]

建設工事請負契約書

収 入
印 紙

1 建設工事名 令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事

2 建設工事箇所 藤枝市 善左衛門 地内

3 工 期 着手 令和 8年 月 日
完成 令和 9年 3月10日

4 請負代金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

5 請負代金の支払
前払金額 ￥
部分払回数 回以内

6 契約保証金 ￥ (約款第4条第1項第 号該当)

7 現場代理人常駐 要 ・ 不要

8 建設発生土の搬出先等

上記の建設工事について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 印

受注者 住 所
商 号
氏 名 印

志太広域事務組合建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 この契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、設計図書の作成に係る費用については、この限りでない。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
- 3 発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めたときは、受注者に訂正を求めるものとする。
- 4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。

(適正な労務費の確保等)

- 第3条の2** 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 適正な賃金をその雇用する技術者に支払うこと。
- (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を、直接下請契約を締結する者に支払うこと。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のため確認を行うときその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2項の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び発注者からの出動要請に基づき行う緊急性が高い災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る請負契約については、この限りではない。また、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(契約保証特約を付したものに限る。)

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項若しくは第167条の10の2第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定する場合に該当するかについての調査を行うための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)に満たない応札額により落札者となったときにおける契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 受注者が第1項第2号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1(調査基準価格に満たない金額で契約を締結した場合は、請負代金額の10分の3)に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第6条の2 受注者は、第43条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(下請負人の社会保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条** 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条** 受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）
- 2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第3項本文の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第26条第2項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自自行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果は請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果は請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければ

ならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事中の中止）

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に、工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第49条に規定するあつせん若しくは調

停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、

発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物及び建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合

格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第 2 項の期限を経過した日から起算して 40 日を経過する日において満了したものとする。

（部分使用）

第 33 条 発注者は、第 31 条第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第 34 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が 300 万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、前項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と当該前払金に追加してする前払金（以下この条及び第 37 条第 1 項において「中間前払金」という。）に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、請負代金の 10 分の 2 以内の額の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、第 37 条第 1 項の規定により部分払金を受領した場合又は第 5 条第 1 項ただし書きの規定によりこの契約の締結により生ずる債権権利の譲渡について発注者の承諾が得られている場合又は第 4 条第 2 項ただし書きに規定する調査基準価格に満たない応札額により落札者となった者と契約締結した場合のいずれかに該当する場合においては、中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 4 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。
 - (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
 - (4) 当初の前払金が支出済のものであること。
- 5 発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、当該申請を受けた日から 7 日以内に当該認定の結果を通知するものとする。
- 6 第 2 項の規定は、第 3 項の場合について準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額（第 3 項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金を受領した場合にあっては 10 分の 6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第 8 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 11 受注者は、第 1 項又は第 3 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（保証契約の変更）

第 35 条 受注者は、前条第 7 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保

証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金の使用等)

- 第36条** 受注者は、前払金（中間前払金を含む。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 2 受注者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(部分払)

- 第37条** 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、中間前払金の支払いを受けていない場合に限り、次項から第7項までに定めるところにより、契約書記載の回数の範囲内において、部分払を請求することができる。ただし、第34条第1項に規定する前払金の支払いを受けている場合は、発注者が特に必要があると認める場合を除き、出来型が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

- 第38条** 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

(第三者による代理受領)

- 第39条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、代理受領の金額が50万円以上で、かつ、当該代理人が志太広域事務組合指定金融機関である場合又は発注者が特に必要と認めた場合に前項の承諾をするものとする。
 - 3 発注者は、前2項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）

む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第42条 削除

第42条の2 削除

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をい

- う。以下この項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第45条又は第45条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(受注者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
- オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条の3 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第43条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第46条の3第1項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第44条 発注者は、建設工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の2又は第43条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の

日までの日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第43条又は第43条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（調査基準価格に満たない価格で契約を締結した受注者にあっては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条又は第43条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を請求することができる。

6 第2項の場合（第43条の2第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第46条の3 この契約に関し、受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更

後の請負代金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第46条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第45条又は第45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第46条の5 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につきこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を追徴する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第48条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(雑則)

第51条 この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に締結される工事の請負契約について適用する。

附 則

この約款は、令和8年5月1日から施行し、同日以後に締結される工事の請負契約について適用する。

電子納品特記仕様書

1 本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「静岡県中部市町版電子納品運用ガイドライン(案)」(以下、「ガイドライン」という。)に示されたファイルフォーマットで作成されたものを指す。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の書類の取り扱いについては、発注者と協議するものとする。

また、以下の項目について、工事着手前に発注者と協議すること。

- ・ 電子納品対象書類とそのファイル形式
- ・ 検査時の対応

2 成果物は、「ガイドライン」に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で2部提出する。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は発注者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

3 成果物は、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4 電子納品対象外となる書類データは、従来どおり紙での納品とする。

法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

- 1 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

住 所
商 号
氏 名

- 1 指名通知日 令和8年6月22日
- 2 建設工事名 令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事
- 3 建設工事箇所 藤枝市 善左衛門 地内
- 4 工事費内訳

	(内 訳)	(金 額)
1	主桁製作工	円
2	水管橋架替工	円
3	管路土工	円
4	管布設工	円
5	仮配管工	円
6	舗装復旧工	円
7	付帯工	円
8	安全費	円
9		円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
直接工事費 計		円

共通仮設費 計	円
純工事費 計	円
現場管理費	円
工事原価 計	円
一般管理費	円
スクラップ控除	円
工事価格 計	円
現場管理費のうち	
法定福利費の事業主負担額	円
建退共制度の掛金	円
工事原価のうち	
安全衛生経費	円

直接工事費のうち

材料費 一式	円
労務費 一式	円

※内訳欄には、適宜該当する工種を記載してください。

※入札書の金額と工事費内訳書の工事価格は同一の金額を記載してください。

※誤記入・記入漏れ等がないようにしてください。著しい不備は無効となる場合があります。

工 事 費 内 訳 書

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 藤枝市〇〇〇〇〇〇〇
商 号 (株) 〇〇〇〇〇
氏 名 代表取締役 〇〇〇〇

- 1 指名通知日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 建設工事名 〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 3 建設工事箇所 藤枝市〇〇地内
- 4 工事費内訳

	(内 訳)	(金 額)
1	土工	円
2	水路工	円
3	縁石工	円
4	集水桝工	円
5	舗装工	円
6	安全施設工	円
7	路盤工	円
8	区画線工	円
9	雑工	円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
直接工事費 計		円

共通仮設費 計	円
純工事費 計	円
現場管理費	円
工事原価 計	円
一般管理費	円
スクラップ控除	円
工事価格 計	円
現場管理費のうち	
法定福利費の事業主負担額	円
建退共制度の掛金	円
工事原価のうち	
安全衛生経費	円

直接工事費のうち	
材料費 一式	円
労務費 一式	円

※内訳欄には、適宜該当する工種を記載してください。

※入札書の金額と工事費内訳書の工事価格は同一の金額を記載してください。

※誤記入・記入漏れ等がないようにしてください。著しい不備は無効となる場合があります。

※以下の事例に該当する内訳書は、無効とし、入札も無効となるので十分注意してください。

	内 容	例 示
1	住所、商号に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の住所、商号が入札書の住所、商号と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く ※他社の商号などがある場合は談合の疑義ありとして取り扱う
2	案件名に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の案件名が入札書の案件名と著しく異なる場合 ※誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く
3	内訳書の工事(業務)価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合	○内訳書の工事(業務)価格が端数処理の範囲（千円以下の端数切りの範囲）を超えて入札金額と著しく異なる場合
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。
5	指定する内訳書と異なる場合	○入札公告等で指定する内訳書が示す記載事項の記載がない場合
6	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
7	内訳書の重要な項目（商号、案件名、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○商号の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合
8	内訳書とは無関係な書類である場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
9	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合
10	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合
11	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○内訳書が全く提出されていない場合 ○内訳書の一部分が欠落している場合 ○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合
12	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
13	内訳書が電子データの場合で破損等により内容が確認できない場合	○内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合 （上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を求めたが提出のない場合を含む）

入札書

- 1 入札番号 第45号
- 2 件 名 令和8年度 藤枝環境管理センター放流管更新外工事
- 3 履行場所 藤枝市善左衛門
地内

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札金額 (消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住 所
入札者 商 号
氏 名 印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

記載例

入 札 書

1 入札番号 第 〇〇 号

2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

(消費税抜)

入札(開札)日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。

入札者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商 号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

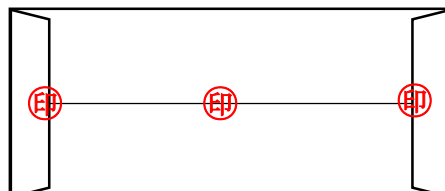
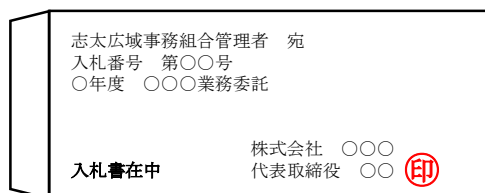
（令和7年5月1日～）

<内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

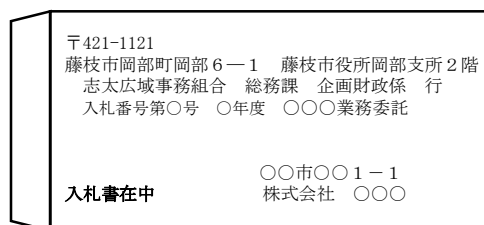
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



<外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

